

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 川村 伸浩

1 日時

令和3年10月8日（金曜日）

午前10時0分開会、午後2時42分散会

（休憩 午後0時1分～午後1時0分、午後1時26分～午後1時28分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

川村伸浩委員長、田村勝則副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、
工藤勝子委員、米内紘正委員、ハクセル美穂子委員、高田一郎委員

4 欠席委員

上原康樹委員

5 事務局職員

刈屋担当書記、鈴木担当書記、佐藤併任書記、岩淵併任書記、安藤併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、阿部技監兼漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、
大畑副部長兼農林水産企画室長、藤代農政担当技監兼県産米戦略室長、
千葉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、橋本林務担当技監、
山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、鈴木農林水産企画室企画課長、
安齊農林水産企画室管理課長、中野団体指導課総括課長、
似内流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、中村農業振興課総括課長、
小原農業普及技術課総括課長、佐々木農村建設課総括課長、
佐々木農産園芸課総括課長、工藤農産園芸課水田農業課長、米谷畜産課総括課長、
長谷川畜産課振興・衛生課長、工藤林業振興課総括課長、鈴木森林整備課総括課長、
西島技術参事兼森林保全課総括課長、佐藤漁港漁村課漁港課長、
滝山競馬改革推進室長、鈴木競馬改革推進室競馬改革推進監、
佐藤県産米戦略室県産米戦略監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 議案の審査

ア 議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算（第7号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費中 農林水産部関係

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

2変更中 1～3

- イ 議案第3号 令和3年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第4号 令和3年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第5号 令和3年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- オ 議案第8号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第9号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- キ 議案第10号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- ク 議案第11号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて

(3) 請願陳情の審査

受理番号第55号 コロナ禍による米価下落に対し緊急対策を求める請願

(4) 委員会調査について

9 議事の内容

○川村伸浩委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

上原委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

本日は、常任委員改選後、最初の委員会審査でありますので、執行部の職員を御紹介いたします。

初めに、佐藤隆浩農林水産部長を御紹介いたします。

○佐藤農林水産部長 佐藤です。よろしくお願ひいたします。

○川村伸浩委員長 続きまして、千葉義郎理事を御紹介いたします。

○千葉義郎理事 千葉です。よろしくお願ひいたします。

○川村伸浩委員長 続きまして、阿部幸樹技監兼漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長を御紹介いたします。

- 阿部技監兼漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 阿部です。よろしくお願ひいたします。
- 川村伸浩委員長 この際、佐藤農林水産部長から農林水産部の職員を御紹介願ひます。
- 佐藤農林水産部長 農林水産部の職員を紹介いたします。
 - 大畑光宏副部長兼農林水産企画室長。
 - 藤代克彦農政担当技監兼県産米戦略室長。
 - 千葉和彦農村整備担当技監兼農村計画課総括課長。
 - 橋本卓博林務担当技監。
 - 山口浩史水産担当技監兼水産振興課総括課長。
 - 滝山秀樹競馬改革推進室長。
 - 佐々木哲理事心得。
 - 西島洋一技術参事兼森林保全課総括課長。
 - 鈴木茂寿農林水産企画室企画課長。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。
 - 安齊和男農林水産企画室管理課長。
 - 中野文男団体指導課総括課長。
 - 佐藤宗孝団体指導課特命参事兼指導検査課長。
 - 似内憲一流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監。
 - 中村善光農業振興課総括課長。
 - 村上勝郎農業振興課担い手対策課長。
 - 小原繁農業普及技術課総括課長。
 - 荻内謙吾農業普及技術課農業革新支援課長。
 - 茂田剛農村計画課企画調査課長。
 - 佐々木剛農村建設課総括課長。
 - 佐々木誠二農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監。
 - 工藤祝子農産園芸課水田農業課長。
 - 米谷仁畜産課総括課長。
 - 長谷川和弘畜産課振興・衛生課長。
 - 工藤亘林業振興課総括課長。
 - 鈴木清人森林整備課総括課長。
 - 砂子田博森林整備課整備課長。
 - 柏葉保行森林整備課全国植樹祭推進課長。
 - 阿部孝弘水産振興課漁業調整課長。
 - 佐藤一彰漁港漁村課漁港課長。
 - 鈴木忠競馬改革推進室競馬改革推進監。
 - 高橋啓三競馬改革推進室特命参事。
 - 佐藤実県産米戦略室県産米戦略監。

前川秀則海区漁業調整委員会事務局長。

以上をもちまして職員の紹介を終わります。大世帯でございますが、よろしくお願いいたします。

○川村伸浩委員長 以上で執行部職員の紹介を終わります。御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの正副委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち農林水産部関係、第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、2変更中1から3まで、議案第3号令和3年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号令和3年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）、議案第5号令和3年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）、議案第8号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第9号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、議案第10号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第11号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上8件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大畑副部長兼農林水産企画室長 それでは、農林水産部関係の補正予算議案について御説明申し上げます。

議案（その1）の冊子、5ページをお開き願います。議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第7号）であります。当部の補正予算は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額2億5,891万9,000円の減額のうち、県土整備部所管分の300万円の減額を除いた2億5,591万9,000円の減額と、6ページに参りまして、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の補正予算額1,370万円の増額を合わせまして、総額2億4,221万9,000円を減額しようとするものであります。今回の補正は、降霜、降ひょうにより被害を受けた農作物の生育回復等への支援や、豚熱の発生防止を図るための効果的なワクチン接種に要する経費などのほか、国庫補助事業の内示等に伴う補正予算を計上しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明申し上げます。

す。

それでは、予算に関する説明書の42ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業総務費の説明欄の一つ目、地籍調査費負担金は、国庫負担金の内示等に伴い所要額を増額しようとするものであり、4目農業振興費の説明欄の二つ目、中山間地域所得確保対策事業費補助は、中山間地域の所得向上を図るための事業を実施する市町村に対し補助しようとするものであり、5目農作物対策費の農作物災害復旧対策事業費補助は、本年4月の降霜及び6月の降ひょうにより被害を受けた農作物の生育の回復等に要する経費に対し補助しようとするものであります。

6目畑作振興費の説明欄の二つ目、水田転換緊急対応交付金は、主食用米から飼料用米や野菜等へ作付転換する面積が増加したことに伴い増額しようとするものであり、11目農業大学校費の管理運営費は、令和2年度の大雪により被害を受けた施設の修繕に要する経費等を増額しようとするものであります。

次に、44ページをお開き願います。2項畜産業費、3目草地対策費の畜産基盤再編総合整備事業費補助は、国庫補助金の内示等に伴い所要額を減額しようとするものであり、4目家畜保健衛生費の説明欄の二つ目、豚熱予防的ワクチン接種事業費は、養豚農場における豚熱の発生防止を図るため、農場への訪問回数をふやすなど、効果的なワクチン接種に要する経費を増額しようとするものであります。

45ページに参りまして、3項農地費、2目土地改良費の説明欄の四つ目、農道整備事業費の増額とその下の経営体育成基盤整備事業費の減額は、いずれも国庫補助金の内示等に伴い補正しようとするものであり、3目農地防災事業費の説明欄の一番下、県有ダムしゅんせつ事業費は、河川氾濫等の浸水被害を未然に防止するため、農業用ダムの堆積土砂の撤去等に要する経費を措置しようとするものであります。

次に、47ページをお開き願います。4項林業費、1目林業総務費の林業・木材産業資金特別会計繰出金は、当該特別会計の前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであり、2目林業振興指導費の説明欄の一つ目、いわての森林づくり基金積立金は、令和2年度の税込及び充当事業費の確定に伴い基金への戻し入れを行おうとするものであり、4目造林費の説明欄の一つ目、森林整備事業費補助、それから48ページをお開き願いまして、5目林道費の説明欄の一つ目、林道整備事業費及び6目治山費の説明欄の一つ目、治山事業費は、いずれも国庫補助金の内示等に伴い所要額を減額しようとするものであります。

続きまして、49ページに参りまして、5項水産業費、1目水産業総務費の説明欄の二つ目、沿岸漁業改善資金特別会計繰出金は、当該特別会計の前年度からの繰越金の確定に伴い一般会計からの繰出金を減額しようとするものであり、7目水産技術センター費の試験研究費は、研究受託費の確定に伴い所要額を増額しようとするものであります。

10目漁港漁場整備費の説明欄の上から二つ目、水産生産基盤整備事業費の減額と、説明欄の下から二つ目、津波危機管理対策事業費の増額は、いずれも国庫補助金の内示等に伴

い補正しようとするものであります。

次に、少し飛びまして 69 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、5 目漁港災害復旧費の県単独漁港災害復旧事業費は、本年 8 月発生の温帯低気圧により漁港に漂着した流木等の処分に要する経費について増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その 1）の冊子にお戻りいただきまして、8 ページをお開き願います。第 2 表債務負担行為補正の 2 変更の表であります。当部所管に係るものは事項欄 1 の経営体育成基盤整備事業から 3 の基幹水利施設ストックマネジメント事業までの 3 件であります。いずれも令和 3 年度から翌年度にわたって施工される工事に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行為の限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。同じく議案（その 1）の冊子の 14 ページをお開き願います。議案第 3 号令和 3 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 2 億 251 万 7,000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 4,136 万 2,000 円とするものであります。

15 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことによる繰越金や、立ち木の処分による諸収入の増額補正であり、16 ページをお開き願いまして、歳出の 1 款県有林事業費は、繰越金の確定などに伴い、県有林造成基金への積立金や県行造林造成事業等の分収交付金を増額するものであります。

続きまして、17 ページに参りまして、議案第 4 号令和 3 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 3,629 万 4,000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 1,145 万円とするものであります。

18 ページをお開き願いまして、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことにより繰越金を増額しようとするものであり、19 ページに参りまして、歳出の 1 款林業・木材産業改善資金貸付費は、繰越金の確定に伴い貸付費等を増額しようとするものであります。

20 ページをお開き願います。議案第 5 号令和 3 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 1,195 万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 633 万 3,000 円とするものであります。

21 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことにより繰越金を増額しようとするものであり、22 ページをお開き願いまして、歳出の 1 款沿岸漁業改善資金貸付費は、繰越金の確定に伴い貸付費等を増額しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。29 ページをお開き願います。議案第 8 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これはかんがい排水事業及び農村地域防災減

災害のそれぞれにつきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、31 ページに参りまして、議案第 9 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは農村地域防災減災事業の農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益町に負担させようとするものであります。

次に、32 ページをお開き願います。議案第 10 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産物供給基盤機能保全事業及び漁港施設機能強化事業のそれぞれにつきまして、水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、33 ページに参ります。議案第 11 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは漁村再生交付金事業の水産関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○川村伸浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤勝子委員 しばらくぶりで農林水産委員会に戻ってまいりました。何か自分のいる場所にきたような気がしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

何点かお尋ねしたいと思っております。まず土地改良費の農道整備事業費について、農業生産団地を形成して農業生産の効率化を図る上で、農道の整備は非常に重要だと思っておりますし、農業者の高齢化による農機具事故等もあり、非常に重要な農業用道路の整備だと思っておりますが、岩手県内の農道の整備率についてお伺いしたいと思います。

○佐々木農村建設課総括課長 農道の整備率でございますが、県では平成 22 年度に策定いたしました希望郷いわての農業農村整備計画において、整備延長を指標としております。ただし、整備率としては管理をしていない状況でございますので、御指摘の整備率が何%というものはないという状況でございます。延長につきましては、令和元年度末で 1,198 キロメートル整備済といった延長となっております。

○工藤勝子委員 キロメートル数がわかるということは、整備しなければならないキロメートル数はわかるのですか。また、新たに土地改良事業をすることによって、新たな道路もきちんと整備されることになるわけでありますけれども、整備に関してどのような認識を持っているのかお聞きしたいと思います。

○佐々木農村建設課総括課長 委員御指摘のとおり、農道の整備は荷傷み防止効果等もございまして、非常に大切なものだと思っております。土地改良事業でございますので、地域の方々の御要望をお聞きした上で、費用対効果が 1.0 を超える路線については整備をしていくというのが基本的な姿勢でございます。

○工藤勝子委員 今回の条件と申しましょうか、例えば農地、農村集落、農業用施設及び

市場を結ぶ農業用道路整備ということが明記されているわけでありますが、国庫補助金を使うに当たって、このような条件が必ずついてくるものと認識してよろしいでしょうか。

○佐々木農村建設課総括課長 委員御指摘のとおり、市場と農地を結ぶであるとか、いわゆる経営体の基地と農地を結ぶだとか、そういうところについて農道を整備していくこととございます。一般農道整備事業ですと、受益面積が50ヘクタール以上、総事業費が5,000万円というように、事業によって受益面積と総事業費の縛りといったルールがございます。

○工藤勝子委員 先ほど費用対効果という話もありましたが、やはり農道整備にはそれなりの面積が必要になってくるのだらうと思っております。農道から市道または県道、一部では国道を使っても、例えば市場だとか、カンントリーエレベーターのほうに行くということもあるのではないかと思っております。そういう中において、機械がどんどん大きくなってきているわけです。今コンバインも動いておりますが、コンバイン自体は農道を走らせるわけにはいかないのです、トレーラーに載せるわけですが、トレーラーの運転は普通の自動車とは違って難しいものなのです。今後いろいろな条件があるかもしれませんが、ぜひ農道の整備に対してもう少し力を入れてほしいと思っております。

それから、もう一つ、県有ダムしゅんせつ事業費についてお尋ねしたいと思えます。県内における農業ダム堆積土砂の撤去の予算であります、県内の農業ダムの箇所数、そして、堆積土砂を撤去しなければならないダムの箇所数をお聞きしたいと思えます。また、農業用ダムの老朽化対策を今後どのように進めようとしているのかお聞きしたいと思えます。

○佐々木農村建設課総括課長 お尋ねのダムの箇所数でございますが、県営事業で築造した農業用利水ダムに限れば、五つのダムがございます。その他、防災ダムが14カ所ございます。今般補正予算で計上させていただいた県有ダムしゅんせつ事業につきましては、3カ所のダムで堆積土砂の撤去を計画しております。その他のダムにつきましては、堆積量が対策が必要な量までは達していないということとございます。

○工藤勝子委員 今回、土砂を撤去しなければならないダムは3カ所ということですが、その場所を教えてくださいたいと思えます。

また、農業用ダムや防災ダムなどいろいろあるわけでありますが、今大雨などによる危険度が増してきている中において、線状降水帯などによって雨が大量に降ったときに、例えばダムが機能しないで決壊するとか、ダムを越えてしまうといったような災害を想定したシミュレーションというのはやっているのですか。

○佐々木農村建設課総括課長 まず、3カ所のダムの場所でございますが、八幡平市にあります荒沢1号ダム、雫石町の矢櫃ダム、奥州市の衣川2号ダムでございます。

災害のシミュレーションにつきましては、各ダムでハザードマップ等を作成して周知をしているという状況でございます。防災ダムそのものでございまして、いわゆる100年に1度の雨が降っても対応できるように設計しておりますので、ダムを越えるということは

なかなか考えられない状況でございます。

○**工藤勝子委員** 以前、ため池が決壊するということがありました。ダムに対してどの程度の堆積物が蓄積されれば撤去する条件になっているのかということも非常に大事になってくるのではないかと考えております。また、地域住民がどの程度把握しているのかということも非常に大事になってくると思います。その辺のところも一緒に考えていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○**千葉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長** 委員からこれからのダム、ため池等の洪水への対応ということでお話をいただきました。各河川に係る農業用ダム、防災ダムについては、昨年度から用水を活用しない時期に水位を下げるといった流域治水対策を土地改良区等の協力を得ながら対処し始めておりますので、その結果を見ながら、全てのダムというわけではありませんが、どの程度水位を下げられるかということも土地改良区等といろいろ相談しながら、さらに取り組みを広げていきたいと考えております。

また、ため池につきましては、県内八百九十数カ所の防災重点ため池があるわけですが、それぞれ決壊した場合に湛水する区域を示すようなマップは既に作成しておりますので、各市町村から住民に周知をしていただくように、いろいろと働きかけていきたいと思っております。

○**郷右近浩委員** 県有ダムしゅんせつ事業費についての関連ですけれども、今回1,250万円の補正予算の計上になっておりますが、これ自体は当初予算からこの三つのダムについてしゅんせつするというので、そこのかかり増しというか、見込みでの補正予算ということになるのか。それとも、年度途中でやはりやらなければならないということなのか。1,250万円で三つのダムの分は間に合わないだろうと思って拝見しております。

現状において、その三つがまず当面やらなければいけないところだということは先ほどの質疑でわかりましたけれども、これからほかのダム等も様子を見ながら適時考えていかなければならないということだと思います。この点に対しての考え方も含めて教えていただければと思います。

○**佐々木農村建設課総括課長** 委員御指摘の県有ダムしゅんせつ事業でございますが、これは緊急浚渫推進事業債を活用した事業になります。令和2年度からスタートしている事業で、以前は河川に堆積しているものを除去することに特化したものでしたが、令和3年度に新たに農業用ダムも対象になったものでございます。令和3年度の当初予算編成時には明らかになっておりませんでした。9月補正予算編成前に農業用ダムも新たに適用になるということで、今回3ダム分を計上させていただいたものでございます。

その他のダムにつきましては、ダムごとにためられる量である堆砂量と、実際にたまった量を比較して、この3ダムが必要だという判断で計上させていただいたところでございます。

額が少ないのではないかと御指摘につきましては、土を取るという行為でございますが、どれぐらいたまっているかというのは、ざっくりはわかるのですけれども、広いエ

リアでございますので、どこにどれぐらいたまわっていて、どのように仮設道路を設置してどこに運ぶのかというようなどころについて、今年度は測量設計を実施いたしまして、来年度以降の撤去にかかっていくという段取りを進めてまいりたいと考えております。

○郷右近浩委員 わかりました。あくまで金額的にどうなのだろうと思ったのですが、まずは測量しながら来年度ということですね。ただ、いつ雨だったり、水が出るのかということがわからない部分もあるので、しっかりと予算確保しながら早急に進めていただければと思います。

○田村勝則委員 いわての県産木材利用促進事業費が416万1,000円計上されております。当初予算からまた新たな事業の展開というようなこともあって計上されたものと思いますが、まずその中身について伺います。

もう1点、木材をめぐっては、新型コロナウイルス感染症の影響による米国での住宅需要の高まりなどで外国産材の輸入量が減り、木材価格が高騰し、県内住宅建築にも大きな影響を与えているのは御承知のとおりです。1軒当たり200万円ぐらい上がっているという話も聞いたことがあります。このウッドショックにより、国産材、県産材の利用促進への意識の高まりがあると認識しているところでございますが、県産木材の利用状況、あるいは販売促進策、販路拡大などの対策にどのように取り組んでいくのか、あわせて伺います。

○工藤林業振興課総括課長 それではまず、いわての県産木材利用促進事業費の補正予算の内容について御説明いたします。

一つは、きょうの新聞にも載りましたが、岩手県の県産木材を使った事業者をふやしていこうとするのが目的でございます。今年度、岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度を創設しております。岩手県産材を一生懸命使っていこうと宣言した事業者、そういった事業者をサポートするいわて木づかいサポーター登録制度、この二つを創設しておりますけれども、この制度に賛同してくれた事業者、宣言した事業者に対して登録証を交付する予定にしておりまして、その木製の登録証の予算を計上したのが一つでございます。

もう一つは、二つ目の質問にもありましたけれども、ウッドショックに対応する一つの策として、県産木材のサプライチェーン、要は川上から川下まで連携して木材を供給していく取り組みをするための事業を計上しております。この二つを計上し400万円ほどの補正予算になっております。

二つ目のウッドショックに対する木材の利用促進の取り組みでございますが、まずウッドショックにより、県産木材の需要状況というのは、輸入木材の不足感から非常に価格が上がりまして、その代替として国産材の需要が現在も非常に高い状況にあるということでございます。これに対応するために、県産木材の安定供給に向けて、従来から取り組んでおります高性能林業機械の導入でありますとか、加工能力の高い木材加工施設の整備の支援をしているところでございます。

また、販路の拡大あるいは利用の拡大策についてでございますが、これまで東京2020

オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村施設に県産木材製品の提供などをしまして、本県の品質の高い木材製品のPRを進めてきました。さらに、今東京都でWOODコレクションという全国規模の木材製品展示会を年に1回やっているのですが、そこへ出展する支援でありますとか、あるいは県産木材の製品を紹介するパンフレットをつくり、PRに取り組んでいるところでございます。

また、民間での県産木材の利用を一層促進するために、先ほどお話ししました木づかい宣言の登録制度でありますとか、さらに県産木材を住宅に使用することを目的に、住宅の新築、リフォームの支援への取り組みもしております。

さらに、需要喚起策としましては、ウッドショックにも関連するのですが、県産木材の新たな付加価値を創出するために、本県にたくさんあります強度の高いカラマツやアカマツを用いたはり材等の製品開発に取り組む事業者への技術指導も行っておりますので、こういった取り組みを通じて県産木材の利用の拡大に取り組んでまいります。

○**田村勝則委員** きょうの日本経済新聞に、木材自給率41.8%上昇ということが載っておりました。中身を読んでみると、この大幅な自給率の押し上げの要因は建設関連とは別の市場にあり、バイオマス発電向けなど燃料材の国内生産量がかなり高まったという中身のようでもありますけれども、一方で先般、10月1日に脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行されました。これまで対象だった公共物だけではなく、民間の建築物でも木材の利用が促されるということでもありますので、県にとっては非常に追い風になるのではないかと思います。今のような事業をさらにしっかりと前に進めていっていただきたいと思うのですが、その裾野を広げるためには、先ほど、いわて木づかい宣言等の登録者への対応という予算がありましたけれども、そこをふやしていくことも必要だと思います。いろいろなハウスメーカーがありますけれども、地場の協力者をふやしていくことも非常に重要だと思いますが、今この人数はどの程度になっているかお伺いします。

○**工藤林業振興課総括課長** サポーターのほうの事業者数ということでお答えいたしますけれども、7月から募集を開始しまして、現在で15事業者でございます。そのほとんどが工務店、あとは一部家具をつくったりするような事業者もあります。

○**ハクセル美穂子委員** 畜産基盤再編総合整備事業費補助と経営体育成基盤整備事業費の減額について、どのような部分が減になったのか。国の内示で減になったということですが、内示で減らされた部分はどこなのか教えていただきたいと思います。

また、減になった分は、後でまた形を変えて申請して事業をとっていくという方向性なのか、それともまた別の財源等々を見つけて、その事業者の方がやっていくのか、どういう形になるのか教えていただきたいと思います。

○**米谷畜産課総括課長** 畜産基盤再編総合整備事業費補助の減額補正の関係ですが、当初要求していた一部の地区で、受益者の方が経営計画の見直しを図られまして、来年度以降に事業を実施するという意向を示されましたので、それに合わせて国庫の申請も

減額したということでございます。事業実施につきましては、今年度分を来年度以降に回したということでございます。

○佐々木農村建設課総括課長 経営体育成基盤整備事業について、減額された部分のお尋ねでございますが、国の割り当て事業費の減ということで、工事請負費でありますとか、委託費が減額になったということでございます。

ただ、当初計上しておりました委託料から工事メインの支出項目に移動させるなどの補正を行いまして、工事の実施に支障がないように取り組んでいくという状況でございます。

この補正の結果、昨年度からの繰越予算も含めまして、執行予算というのは対前年比で105.9%程度と見込んでおりますので、減ったことは確かでございますが、大きな痛手にはならないと考えております。いずれ減った分につきましては、来年度以降実施していくということと、次の補正予算が編成される場合には、必要な予算を確保できるよう、国に要望してまいりたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 畜産基盤再編総合整備事業は来年度にまたやるということですか。経営体育成基盤整備事業は、やれる分についてはまず予算を流用して、採択されなかった部分は来年度以降に手挙げをするという考え方でよろしいですか。

○佐々木農村建設課総括課長 各地区の総事業費が決まっておりますので、今年度減額されたから次年度以降できないということではなく、例えば1地区に10億円かかるのであれば、その10億円を期間が1年、2年延びるかもしれませんが、国に対して必要性を説明し、予算を確保して所要の整備を行っていくということでございます。

○ハクセル美穂子委員 畜産関係の基盤整備と経営体育成基盤整備、水田の基盤整備は絶対必須のもので、これからさらにやっついていかないと、岩手県の農業を支えるには非常に厳しい状況になると思っております。ただ105%ということなので、ぜひこれからも一生懸命やっついていただいて、農家の方々がしっかりと稼げる基盤、そしてコスト面でも効率のよい形でできるようなことをぜひ後押ししていただきたいと思っております。

○高田一郎委員 霜やひょうの被害に対する生育回復のための支援策が2,700万円ほど計上されました。支援策が計上されたことに感謝を申し上げたいと思っております。

それで、金額ベースでしかわかりませんので、かかり増し経費に対する10アール当たりの支援策がどれだけになるのか、具体的な数字を示していただきたいと思っておりますし、今収穫の段階なので、正確な数字は難しいと思っておりますけれども、現時点での被害状況はどのようになっているのか、お示しいただきたいと思っております。

○佐々木農産園芸課総括課長 農作物災害復旧対策事業の10アール当たりの支援額でございますが、まず4月のひょうにつきましては、リンゴの病害虫防除対策は標準事業費として10アール当たり1万853円、生育回復対策の肥料の分につきましては10アール当たり1,176円、そして人工授粉用の購入経費が8,100円ほどという状況になっております。

加えて、ひょうについては緊急病害虫防除対策を実施するところでございますが、この標準事業費は10アール当たり4,700円という状況でございます。

○鈴木企画課長 霜とひょうの被害状況でございます。4月の霜による被害につきましては、果樹、ほとんどがリンゴですけれども、リンゴ、日本梨、黄桃で890ヘクタールほどで被害が確認されております。被害額に換算いたしますと、およそ10億2,000万円余ということでございます。

その後、ひょう、大雨等もございましたが、6月14日、15日には野菜ですとか花卉、飼料用作物、リンゴ、こういったもので被害が確認されておまして、被害額としては5億6,000万円余ということでございます。

○高田一郎委員 現時点で11億円程度の被害額となっております、それに対する生育回復対策として2,700万円余ですから、農家にとっては助かる支援策ではありますけれども、やはり大変な減収になると思います。収入保険や果樹共済が頼りだろうと思うのですが、減った分全て補填するわけではありませぬので、今後果樹農家に対するさらなる支援策が必要になってくるのではないかと思います。

そこで、農家、特に大規模にやっている農家から要望されているのが防霜ファンの支援策です。前回もお聞きしましたが、10アール当たり100万円ほどかかって、しかし国の支援策は2分の1ということで、それでも大変な被害を受けた農家にとってはハードルが高く、ぜひ導入したいけれども、なかなか踏み切れないという状況にあります。やはり県が上乗せして何らかの支援策を行っていくべきではないかと思いますが、その点について伺いたします。

そして、今回の被害は、いろいろ聞いてみますと、どちらかという若い木よりも年をとった木のほうが被害が大きかったという情報も農家から寄せられております。そういう点では、改植に対する支援が大事だと思います。優良品種への転換も必要ですし、また園地の継承をしていく上でも改植支援が非常に大事だと思います。支援策があるのはわかっていますけれども、やはりこういう事態でありますので、改植に対する支援もさらに強化していかなければならないと思いますが、その点についての考え方をお聞きしたいと思います。

○佐々木農産園芸課総括課長 まず、防霜ファンの支援の部分でございますが、防霜ファンにつきましては国庫の果樹経営支援対策事業が使えるということで、補助率が2分の1という状況になっております。防霜ファンの整備に当たりますと、全園地を整備するのではなく、例年霜の被害が大きいところを局部的に整備するというところでございます。県としては、10アール当たり例えば3基、4基あるのですけれども、それを効率的に整備する中で支援をしていくという考えでございます。

それから、果樹の改植の部分につきましては、果樹経営支援対策事業がございます。定額で10アール当たり33万円の支援ができますので、こういった事業を活用しながら、農家の意向、圃場条件等を丁寧にお聞きしながら、その経営に合った品種等の導入を進めてまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 防霜ファンについては、全ての園地に設置するのではなく、場所を選ん

で効果的に設置するという事なのでしょうけれども、いずれにしても設置費用は膨大です。さらなる支援策を検討していただきたいと思います。

岩手県のリンゴは、果樹の中でも年間 100 億円を超える生産量になっている基幹品目がありますので、さらなる支援策の検討をしていただきたいと思います。

次に、水田転換緊急対応交付金についてお聞きします。史上最大の転作に取り組んで、岩手県も当初 1,200 ヘクタールから 400 ヘクタールふやして拡大し、かなり農家に負担、協力を求めたわけであります。その転作作物の内容について、どういう状況になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

今回史上最大の転作拡大になっても、結局米が概算金 60 キログラム当たり 2,300 円と大変な暴落をしたわけであります。やはり県として、この大暴落に対して、この危機をどのように受けとめ、そして米政策の転換をいかに強く政府に求めていくのかが大事なのではないかと思います。米価の下落については、まだ収量が出ないので、影響試算が示されないということでもありますけれども、昨年の決算特別委員会でも 9 割の農家、そして 3 ヘクタール以下の農家はみんな赤字だという議論もありました。恐らく 15 ヘクタール以下のほとんどの経営体が赤字になってくるような危機的状況だと思います。これに対して、やはりしっかりと危機を受けとめていくべきだと思います。

同時に、きのう、おとこの議論を聞いてみても、この米価の下落は、新型コロナウイルス感染症による影響だということが議論されていますけれども、私もその理由の一つだと思います。しかし、その根っこにあるのは、国が生産調整から撤退して、農家の責任で米生産をするというところにもそもそも原因があったのではないかと思います。

そういう点で、自由民主党の臼澤勉議員は 77 億円という数字も示して質問しましたが、今回の大幅な米価の下落に対する危機をどのように受けとめて、そして米政策の転換を政府に強く迫っていくのか。ここが非常に大事なポイントではないかと思いますが、その点について、部長にお聞きしたいと思います。

○佐藤農林水産部長 米価の下落の関係で、危機をどう受けとめているかということですが、生産農家にとっては非常に大きな影響が出ていると思っております。生産調整から農家の自由な生産に任せたいではないかというお話もございますが、そもそも人口減等により米の需給量等が減っているという状況も大きな要因かと思っております。生産者は米をたくさんつくりたいのですが、食べる量が減っていけば、需給の関係で価格については、何らかの措置をしない限り維持できない。経済学的に考えると多分そういうことだと思っております。

県といたしましては、都道府県単位で生産流通が完結するわけではございませんので、国に対しては常々全国的な規模で対応していくことが大事だという緊急要望等もさせていただいておりますし、引き続き、生産者が安心して米生産を続けられるような環境をつかっていくように注力してまいりたいと思っております。

○工藤水田農業課長 水田転換緊急対応交付金ということで今年度取り組んでいるとこ

ろですけれども、転換の状況としましては、岩手県農業再生協議会から聞き取りをしたところ、6月時点で約1,600ヘクタール以上の作付転換が見込まれたということでございます。現在、詳細な面積については取りまとめ中ですが、転換面積のうち飼料用米が半分以上を占めているという状況になります。内訳については、10月中旬ごろに国から8月末時点の作付の意向調査結果として、各県、各市町村別、各品目別の作付転換の状況が公表されますので、県としては、そちらが出てから取りまとめをしていきたいと考えております。

○高田一郎委員 政府が何の対策もとらなければ、ことしの米価の大暴落は避けられないと思います、一旦下がると2年、3年は元に戻らない、当面大変な価格のもとで営農せざるを得ないという状況が続きます。それを避けなければいけないと思います。国に対する要請はもちろん大事ですけれども、県独自の米価下落対策、来年度に対する支援策というものがあってもいいのではないかと。きょうの新聞でも、京都府は米販売対策、販路拡大対策のようすけれども、独自に1億円の予算を計上したと報道されております。検討はこれからだと思いますけれども、県としての考え方を伺いたいと思います。

最後に消費拡大対策です。一般質問でも議論がありました。岩手県産米の消費拡大というのは、もっと伸び代があると思います。岩手県は、2年置きに県内の給食施設に対し、県産農林水産物の利用実態調査を実施しております。この中で、社会福祉法人は9割程度になっていますし、公立病院も3割、いわて地産地消給食実施事業所もまだ113事業所になっております。ほとんどの公的施設がこの事業所に入っています。民間企業の食堂には、やはり県産米がまだまだ導入されていないのではないかと思います。こういった点で岩手県の米のさらなる消費拡大に対する強化というのも、まだまだ努力する状況にあるのではないかと思いますけれども、今後の県内でのさらなる消費拡大対策の取り組みについて伺って終わりたいと思います。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 消費拡大については、後ほど担当から答弁させていただきます。

まず、全体の対策の考え方でございますが、今回の概算金の引き下げにつきまして、当面は生産者の収入が幾らか減少になるというところもありますので、収入保険、あるいはナラシ対策で補えない分、あるいはこうした資金繰りが大事だと思っていますので、今時点で資金の円滑な融通、あるいは既往債務の償還猶予について金融機関にお願いしているところでございます。県としても広域振興局、農業改良普及センターで生産者からの経営相談に応ずるという対策をとっておりますけれども、引き続き、こういった対策が可能かということについて検討していきたいと思っています。

また一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で消費が伸び悩んでいるということもありますが、そういった中で家庭での消費は堅調だということもありますので、量販店、あるいは米穀専門店、県内のコンビニエンスストアではバック御飯を販売していただくようなことも始まっています。あるいは量販店で県産米を使ったお弁当の販売もしていただいて堅調になってきておりますので、そういった取り組みは尽くして、幾らかでも県産米

の需要が拡大するように取り組んでいきたいと考えております。

○**佐藤県産米戦略監** 消費拡大についてでございますが、今、藤代農政担当技監兼県産米戦略室長から話があったとおり、家庭内需要が非常に伸びておりますので、SNSを活用した情報発信や、例えば中食のおにぎり、弁当の大盛りキャンペーンということで消費拡大を図っていききたいと考えております。

また、民間企業の食堂に対する消費拡大の取り組みでございますが、確かに学校給食ですと週4回ということで非常に多いのですが、なかなかその部分が企業のほうにはいっていないというところですが、今農協でも北上市あるいは花巻市等の企業に対して売り込みをかけまして、消費の拡大に取り組んでいただいているところでございますので、これからも広域振興局あるいは農業改良普及センター等とも相談しながら取り組んでいきたいと考えております。

○**伊藤勢至委員** 東日本大震災津波から10年7カ月が経過いたしました。岩手県内の漁港はたしか107と記憶しております。その修復、復興はほとんど終わっているかと思いますが、何漁港あって、どのくらいの進捗なのか、まず確認したいと思います。

○**佐藤漁港課長** 岩手県には111漁港あったのですが、東日本大震災津波により108漁港が被害を受けましたが、全ての漁港でほぼ復旧しております。7漁港、12施設で一部海岸の工事、防潮堤の工事で臨港道路の取り付けなどの部分が若干残っている状況でございますが、水揚げや漁船の安全な係留に際しては、防波堤の完成ということで108漁港全てで復旧している状況でございます。

○**伊藤勢至委員** 岩手県は、被災後3カ月ぐらいでいち早く岩手県東日本大震災津波復興計画を発表しました。その骨子は、安全の確保、暮らしの再建、そしてなりわいの再生でありましたが、福島県、宮城県、岩手県の被災3県の中では一番早い計画の発表だったと思っておりまして、岩手県のリーダーシップは本当によかったと思っております。

漁港につきましては、水産業のまさに玄関口でありますので、ここが何とかならないと絶対に復興にならないと思ってきました。宮城県知事は、この際宮城県は漁港を半分にすると言いました。ばか者と思ったのです。そんなことができるならやってみろと思ったのですが、案の定、各漁協の猛反発を受けて、結局は元に戻した。そういう県と比べれば、本当にいいリーダーシップを発揮していただいたと思っております。

そういう中で、まずは船を用意することから始まったわけですが、道路につきましては冠水、つまり水をかぶった道路は全部上に上げということも打ち出させていただきました。宮古市から重茂半島を経由して山田町の大沢に至る県道41号線、これがまさにぴったりはまったわけでありまして、おかげさまで、まだ半分ぐらいでありますが、1本のトンネルを含めて大改良していただきまして、随分時間短縮がかなったと思っております。

そういう中で、漁港の復興について、一緒に要望があったことがあると思うのです。それは、一つはホイストクレーン。つまり今や養殖の船も大型化してきていますので、とても重くなってきている。つまり海面からクレーンでつり上げて陸に移動させないと、巻き

上げ機では引っ張れないということで、漁港の整備とホイストクレーンはセットだということをお願いしてきましたが、その辺はどのようなになっていますか。

○阿部技監兼漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 ホイストクレーンの件につきましては、伊藤勢至委員から平成 25 年以来いろいろと御指導いただきながら整備をしております。おかげさまで、漁港の復旧とあわせてホイストクレーンについても、ほぼ要望に添うような形で整備が完了しております。今後につきましてもホイストクレーンの要望が出てきているところもございますので、必要性等を十分確認しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 東日本大震災津波の年の 2 月、宮古市の音部漁港にホイストクレーンを 1 基、2,000 万円で作っていただきました。1 回しか使わないで津波に持っていかれてしまいました。それは当然復興していると思いますが、音部漁港の扱いについてはどのようなになっているのでしょうか、確認をいたします。

○阿部技監兼漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 音部漁港につきましては、伊藤委員の御支援のもと、いろいろな経緯がございます、平成 25 年度にやっと着工にこぎつけたわけでございますが、その後、まず用地の問題がございました。今まで宅地として使っていたところを掘り込んで漁港に整備するという、あまり全国でも例がない整備の仕方をしたわけでございますので、まず用地が片づかないと何ともならないということでありました。ところが共有地がたくさんございまして、かなり難航しました。その後も工事をしようと思ったら湧水が出たり、くいを打とうと思ったら結構な岩が出たり、いろいろ支障が生じてなかなかはかどらなかつたわけでございますけれども、現在導流堤、物揚げ場等 200 メートル以上が完成しまして、やっと本格的に工事を進めている段階でございます。必要な工事全て発注が終わりまして、できるだけ早く完成し、漁船がとめられるように努めてまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 掘り込み港湾というのは聞いたことがありますが、掘り込み漁港というのは今回、重茂漁協からの提案で初めて聞いたところでありまして、多分全国でも例がないと思います。既存のものをそのまま置いておいて、さらに上屋の奥に新しく掘り込みをして船だまりをつくる。そうすることによって、沖合にあったブロックを積んでいた防波堤と、それからもともと使っていた上屋が防御を果たし、新しい漁港の擁壁等を含めると三重の防御になるという提案だったわけですが、採択していただいて、難工事ではありますが、ようやく進み出したことに感謝したいと思います。

それから、冒頭で触れましたが、被災 3 県の中で岩手県が一番早く復興計画を策定したことにより、被災 13 市町村、これは住田町も含めてであります、市町村もちろん被災現場の最前線に立つところですので、いろいろな対応で大わらわでありまして、そこまで頭が回っていなかったと思うのですが、ある意味刺激を受けました。そう、それはそれでやらなければならないと気がついて、県が発表してから 2 カ月後、3 カ月後にそれぞれ復興計画が上がってきました。これは、県がまず 1 発目の復興計画を打ち上げていただい

たことが大きかったとっております。

そういう中で、これは直接漁業には関係ありませんが、なりわいの再生、あるいは住まいの確保ということで、ぜひ国に要望していただきたいのですが、実は被災から1週間後に岩手県は応急仮設住宅の費用として400億円の債務負担行為を起しました。これも被災3県の中で一番早かったとっております。しかし、今どき建設工事現場の作業員詰所並みのレベルなのです。つまり隣の音も聞こえる、トタン板1枚で間仕切りをしている、トイレを使う音がする、風呂を流す音がする。これは、経済大国日本と言いながら、応急仮設とはいえ、やはり5年、6年住んだ人もいますわけですから、このレベルを上げていただきたいということを再三要望してきました。

そういう中で、プレハブメーカーに言わせると、プレハブは3回使い回しをしないと元が取れないと言うのです。使い回しですよ。大手ハウスメーカーは、応急仮設住宅に入った人たちは当然家を新築するだろうという思いがあるわけですから、本設並みのグレードで建てるのです。防音から断熱から非常に素晴らしい。今、日本列島はあちこちで揺れています。また大きな災害が来なければいいと心配していますが、そういう意味で、災害はいつあってもおかしくないわけですので、応急仮設住宅のレベルを上げて、仮に5年、6年住むことがあっても快適に住んでいただきたい、そういうものが被災を経験した県からの要望にあってしかるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○佐藤農林水産部長 応急仮設住宅のお話でございます。多分農林水産部の所管ではないと思っておりますが、全国各地で災害が発生するたびに応急仮設住宅という一時避難、一時の住宅を建てながら復旧に当たってきたということがございますが、非常に長期化することもございますし、委員から御指摘のありましたように、非常につくりが悪いということもございます。東日本大震災津波のときには、物すごい数の応急仮設住宅を用意しなければなりませんでした。建設場所の確保や資材の確保も大変で、着工自体がおくれたということもございました。つくった後に、やはり狭いとか造作があまりよろしくないという評判もありました。全国各地で災害が発生して、その都度同じような問題が発生しており、応急仮設住宅のあり方が問われていると思っております。住環境を重要視しなければならないということで、そもそも一時的に仮設のところをつくるよりは、例えば民間のホテルなどをみなし仮設住宅として使うという動きもございますし、キット的に応急仮設住宅がつかれるようなことも、民間ではどんどん開発されているという状況は伺っております。

ただ、やはり大きな災害を経験した本県といたしまして、住環境の改善というのは非常に大事だと思っておりますので、県土整備部等に委員のお話を伝えまして、国に対して機会を設けて要望等をさせていただきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 応急仮設住宅は直接の管轄ではないとおっしゃいますが、漁民も入るわけですので、全く関係がないとは言えないと思います。

そこで、廃校になった中学校の校庭に応急仮設住宅を建てたところがあります。これは

廃校だからいいのです。ところが、現在使っている中学校の校庭を半分応急仮設住宅が占拠した状況になりました。私はこれには大反対です。なぜ公園を使わないのだと言ったら、そのときの市の担当者によると、都市公園法で決まっていますからできませんということでした。こういうときにやらなければだめではないかということで、県に問い合わせをしたら、この際ですからどんどん使ってくださいということでした。ただ、その間にある中学校をもう半分使ってしまったのです。そこから5年も住んだわけですから、中学校は3年ですよ。そうすると、運動会を1回も経験しない卒業生が出てしまっている。スポーツ関係もそうです。グラウンドがないから、あちこち動いて、サッカーなり野球なりをやってきた。したがって、早く建てればいいということではなく、応急仮設住宅を建てる場所を吟味して、建てていいところと悪いところがあるということをおの人にぜひわかっていただいた上で選択していただきたい。反省点だと思っております。

宮古市の例で、ある中学校の廃校跡地に80世帯ぐらいの応急仮設住宅を建てたのですが、上水道の供給を断られたのです。つまり現在の簡易水道ではこのぐらいの水量しかありませんので、応急仮設住宅までの水道を認めれば、井戸を掘ったりしなければならなかったようですが、結果的に出なくて、1回も入らないで80世帯を多分返したのでしょうか。そういうことにならないように、ダイレクトの所管ではないと言いながら、同じ県の中ですので、日本列島が揺れている状況にあり、また来ないとも限りませんので、そういう関係部局との情報共有を常に持っておいていただきたいとお願いして終わります。

○郷右近浩委員 まず最初に、経営体育成基盤整備事業費についてお伺いします。今回さまたま減額等になっています。もちろん整理だと理解はしているわけでありませけれども、やはりまずは整備をしっかりして行って、今回補正予算も出ておりますけれども、畑作振興費等での転換であったり、いろいろな使い回しをするといった部分も含めて、使いやすくしていくという意味合いもあると思うのですが、現在の岩手県の整備計画の進捗率はどうなっているのか。

また、今回、中山間地域総合整備事業費も減額になっていますけれども、中山間もかなりニーズはあると思います。中山間を整備する場合は、そもそも1.5倍もしくはそれ以上の経費がかかるということで、なかなか進んでこなかったと理解しているわけですが、整備はどのようになっているのかお示しいただきたいと思っております。

○佐々木農村建設課総括課長 まず、1点目の整備率でございますが、県全体といたしますと、平成30年のデータですけれども52.8%でございます。委員御案内のとおり、東北では一番低い状況でございます。ただ、この内訳を見ますと、いわゆる平場地域では整備率が64.2%、中山間地域では48.7%といった状況でございます。

中山間地域におきましては、委員御指摘のとおり、工事費は急傾斜地であるということから1.5倍から2倍まではいきませんが、余計にかかり増し経費がかかるといった状況ではございますが、機械作業の効率化ですとか、労働時間の短縮、あるいは水田の汎用化、担い手の農地利用集積を向上させるためには必要な施策だと思っておりますので、引き続き

頑張らせていただきたいと思います。

○郷右近浩委員 もちろん整備については、計画を立てて実行するまでには、同意であったりいろいろなものを含めて時間がかかるので、そこまで至っていないものもあるから、たとえ予算に余裕ができて、急に違うところに振り向けるわけにはいかないということは重々わかっているのですけれども、幾らかでも前倒しできるような準備の仕方を、土地改良区や経営体の方々に話していく中で、自分の地域の基盤整備事業が少しでも早く進むということは、やりがいであったり、将来を見る上で希望を与えられると思いますので、ぜひ不用額が出ないような形で進めていただきたいと思います。これは意見でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、農業大学校費であります。今回の補正で管理運営費が増額になった部分はどうなものなのでしょう。私自身、農業大学校にお邪魔する機会が多いのですが、校舎であったり、さまざまな設備であったり、結構大変な状況になっていて、そういったものが少しでも改善されるのかと期待して拝見しているところでありますので、少し教えていただければと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 今回補正予算で要求した内容でございますが、令和2年12月以降の大雪で被害が出た施設につきまして、修理、あるいは新築するというのが主な内容となっております。

もう一つ、スマート農業教育の整備ということで、国庫10分の10の農業教育高度化事業というものがございまして、教育環境の整備ということで、今回合わせて2,700万円余の補正予算を計上させていただいたところでございます。いわゆる施設、主に本館の状況につきましては、6月補正予算において一部トイレの見直しなど少しずつではございますが改修などを進めているところでございます。抜本的なものにつきましては、あり方検討の取り組みに着手しているところでございます。

○郷右近浩委員 抜本的なという部分は、まさにそのとおり御検討いただいているところだと思います。現状、全寮制で寮に入っている中で、例えば夜の10時ぐらいから暖房が切れるというような部分は、雪が多い場所にありますので結構大変なのです。特にこの地域の子供たちだけではなく、関東圏やいろいろなところからお子さんがいらっしゃる中で、それに耐えてさらに頑張るといっても私たちの時代ではありましたが、今はそういうものでもないと思います。また学習環境においても、クーラーが入っている部屋と入っていない部屋があります。夏における学習環境等についても、岩手県においては、教育委員会所管の小中学校や高等学校には全部クーラー等が入ったこともありますので、ぜひ今後前向きに考えていただきたいと思います。御所見をお伺いして終わりたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 ただいま郷右近委員から農業大学校の施設、主に学習環境についてしっかりとという御指摘を頂戴したところでございます。技術を習得する施設につきましては、補助事業のメニューを見ながら計画的に整備しているところでござい

ますが、いかんせん本館に係る部分の予算というのがなかなかぴたっとはまるものがございません。学生が若い時期の2年間を全寮で暮らすわけですから、しっかりとサポートできるような環境整備は必要だと思っておりますので、今進めておりますあり方検討をしっかりと進めながら、何とか前向きな形で取り組みを進めていきたいと思っております。

○川村伸浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第55号コロナ禍による米価下落に対し緊急対策を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 それでは、コロナ禍による米価下落に対し緊急対策を求める請願について、お手元にお配りしております資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず、1の主食用米の在庫状況の推移についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして米の需給が緩和しておりまして、農林水産省が7月に公表した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針によりまして、本年6月末現在の国内の民間在庫量は、速報値になりますが、219万トンとされておりまして、国が適正在庫量としております200万トンを超えているという状況となっております。

次に、2の岩手県の主要品種のJA概算金についてでございますけれども、全国農業協同組合連合会岩手県本部が先月発表いたしました令和3年産のひとめぼれ等の概算金の額でございますが、前年の令和2年産に比べまして60キログラム当たり2,300円から2,600円に引き下げとなっております。

続きまして、3の令和元年の米生産費についてでございますけれども、農林水産省の農業経営統計調査によりまして、全国の個別経営での令和元年の米生産費は、物財費に労働費を加えた費用合計にさらに地代等を含めた全算入生産費で60キログラム当たり1万5,155円となっております。

続きまして、4のミニマム・アクセス米についてでございますけれども、ミニマム・ア

クセス米につきましては、平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づいて国が輸入している量でございますけれども、年間77万玄米トンとされております。このうち飼料用として販売されている数量でございますが、年間約40万トンから60万トンとなっております。

なお、国によりますと、飼料用米の国内の需要量は130万トンと見込まれておりまして、令和2年度の供給量ですけれども、国内で生産されました飼料用米あるいは備蓄用米、それとミニマム・アクセス米を合わせて約110万トンとなっているところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思っております。5の米価下落に対応する制度についてでございますけれども、まず(1)の収入保険でございます。この収入保険は、全ての農作物を対象に、収量減少や価格低下を初め、農業者の経営努力では避けられないさまざまなリスクによる収入減少を補償する制度となっております。保険期間における農産物の販売収入が基準収入、これは過去5年間の平均収入を基本に設定されるものでございますけれども、その9割を下回った場合に下回った額の9割を上限として補填されるという仕組みとなっております。

次に、(2)の米・畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策と言っているものでございますけれども、これは米や畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度となっております。農業者の米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計が標準的収入額、これは直近5カ年間の収入額のうち、収入が最高だった年と最低だった年を除いた3カ年の平均収入額で基準収入額というものを設定するものでございますけれども、それについて品目ごとに計算をしまして、これを下回った場合にその差額の9割が補填されるという仕組みのものでございます。なお、この収入保険とナラシ対策は、どちらかを選択して加入するとされているものでございます。説明は以上となります。

○川村伸浩委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○郷右近浩委員 それでは、るる聞いてまいります。今回の請願につきましては、基本的に願意はわかるというものであります。まず、単刀直入に伺いますけれども、ミニマム・アクセス米は、基本的にガット・ウルグアイ・ラウンドでの合意に基づいたものでありますし、もちろん国としてしっかりとこれまで合意を進めてきた中でやっているものと理解はしておりますけれども、請願の中に、当面、国産米の需給状況に応じて数量調整を行うという項目がありますが、こうしたことは可能なのかお聞きしたいと思います。

○工藤水田農業課長 ミニマム・アクセス米につきましては、委員がおっしゃるとおり、ガット・ウルグアイ・ラウンドでの合意に基づいて輸入数量等が決まったものでありますので、WTO農業交渉において新たな合意ができるまでは、平成12年度の水準の年間77万玄米トンというものは、その水準で維持されるということになっております。国に意見ということは、直接的に数量に関しては申し上げられないのですが、県としましては主食用米への仕向け量が増大してしまった場合に、県、国内の主食用米の価格低下への影響が懸念されるということもございますので、毎年国に対して国内需要に影響を及ぼさない

ための対策を講じるようという表現で要望しているところです。

○郷右近浩委員 認識的には一緒なのですが、例えばミニマム・アクセス米の輸入量を何トンか減らしてほしいと求めたとして、そもそも論として国は、例えば特例条項とか、さまざまな状況により見直すことが可能なかどうか。

またさらに、先ほど御説明いただいた部分で、飼料用米として大部分を使っているということでもありますけれども、国内産の余剰米についても、やはり飼料用米に落としたりしている。当然そうした中においては、輸入している部分がすぼんととれば、国内産米をさまざまな用途に回せるといったことからの今回のこの請願の話だと思うのです。だとすると、やはりそもそも論としてできるのかできないのか。

またさらに、それを国に求めたときに、国として、そうした地方の声もあるという中において、国際合意の部分に対して何らかの条項などをつけるようなものなのか、もっと減らすとか、そうしたことまで話が届くのかどうかという部分についてもお聞きしたいと思うものであります。

○佐々木農産園芸課総括課長 ミニマム・アクセス米の数量については、当時のウルグアイ・ラウンド農業交渉で決定されたものございまして、新たなWTOの農業交渉がまとまるまでは維持されるということでございまして、絶対できないのかと言われれば、現行の中ではなかなか難しいものと理解しております。

○郷右近浩委員 県や全国知事会等において、さまざまな形で国に要望を出している中で、ここの部分は記載されていないので、国際合意となっているものを今回の事象に対してどうにかしてほしいということ自体が難しい問題なのかと思います。将来的にという意味も含めてであれば可能なのか、自分の整理をするために改めて聞いてみたところでありました。

そこで、先ほど御説明のあった収入保険とナラシ対策についてです。収入保険の5年間の平均収入額とナラシ対策の3年間の平均収入額がどのぐらいになるのかお示しいただきたいと思います。

○工藤水田農業課長 ナラシ対策の当年産の標準的収入額につきましては、ことしの5月に国から告示されておまして、米につきましては10アール当たり12万4,960円と示されております。今年産の収入額につきましては、これから計算されるということで、今の段階では数値はない状況でございます。

○中野団体指導課総括課長 収入保険につきましては、5年間の平均を基準収入として、それがどのくらい下回ったかということになるのですが、実際は農業の売上収入全部を計算する形になるので、この分をという形でお示しすることはできないところでございます。

○郷右近浩委員 例えば収入保険についても、今いろいろな販売チャンネルがあるので、すなわちこれですという話にはならないのかもしれませんが、もちろん皆さん方は、県内の農業者であつたり、米をつくっている方々の販売額がどのぐらいあつて、どのような形

で生計を立てているかといった部分は大体押さえていると思います。先ほどの下落分を合わせて、例えば生産費が1万5,155円に対して、1万500円であったり、九千何ぼであったりという中で、ナラシ対策と収入保険のどちらをとるかということを含めて、何とか9割まで補填になるかならないかといった中で、実際問題として米をつくっている方々がどのぐらいの減収になるかという部分は、なかなか見えづらいと思うのです。収入保険であったり、ナラシ対策については、これからずっと金額が低ければ、5年間なり3年間で低いところでの計算になっていくから、全体的にどんどん落ちていくだけという制度になっている部分については問題があるとしても、これまで何とかぎりぎりまで進んできていたわけですけれども、それが今回一体どのぐらい、生産費に間に合わない状況になるのかについて、どのように捉えているかお示しいただければと思います。

○佐々木農産園芸課総括課長 本年度の米の収入が問題になってくるわけですが、現在概算金ということで、今後状況によっては精算金になってまいります。そうした中で、ナラシ対策が発動するか否かということで、収入額がこれから来年の3月ごろまで状況を見た中で判断されていくという状況でございます。現段階で収量がどのぐらい取れるかという部分が出ていない中でお示しすることは難しいのですが、そうした状況を見ながらということになってくるということでございます。

○郷右近浩委員 今回の請願内容のうち、岩手県として次の対策を講ずることという中において、価格下落による減収を補填する県独自の対策を実施することとありますが、下落に対する部分については、平成24年、平成26年あたりに米価が下がったとき、無利子の融資か何かをやったと思います。ただ、あまりにも使われなかったという認識もあるわけですが、今回県としてどのような対策を考えておられるのか。

またさらに、県内の米を買い取り、生活困窮者、学生や子ども食堂等に供給することとありますが、米価自体は結局、国全体論の話なので、あくまでも国としての政策でしかないですし、岩手県で多少買い取ったからといって、米価に直接影響があるわけではない。ただ、岩手県として、例えば生活困窮者であったり、学生や子ども食堂等、そうしたところに何らかの形で岩手県産のおいしいお米を食べていただくということを、規模感はどうであれ考えているのかどうか、その辺についてお聞きしたい思います。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 請願で御提案があった県として対策を講ずることという部分については、委員御指摘のとおり、米価対策として考えた場合に、本県の米価の決定が全国的な米の需給動向から来る米価という形になりますので、農林水産部長が申しあげましたとおり、米の流通が岩手県だけで完結するのであれば、一定程度、需要と供給のバランスの中で価格の押し上げ効果ということも考えられなくはないのですが、全国の中での話ですので、米価対策として県が買い取るという部分については、なかなか米価への反映は難しいと思っています。ただ一方で、御指摘のとおり生活困窮者への対策という部分については一定程度有効なものであるだろうと考えているものでございます。ただ、需給の部分につきましては、国に対してしっかりと需給対策について策を講じてほ

しいということは申し上げていきたいと考えているものでございます。

また、県独自の対策の部分につきまして、生産者の方に対しては、収入保険あるいはナラシ対策も活用していただきながら、県としても当面の資金繰りの部分の経営安定対策や県産米の販売対策で、概算金が精算になる段階で少しでも押し上げになるようなことに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○郷右近浩委員 減収補填というのはなかなか難しいと思います。そうであれば、減収補填というよりも出口対策か何か、例えば他県や他市町村等においても、米の産地をつくっていく中でさまざまな出口対策をやっていると思います。こうした出口対策をやっていくということも有効だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、今回の請願の中で、県内の米の買い取りという部分については、ぜひ生活困窮者や学生、子ども食堂等に、JAであったりさまざまな形の中で話をして、逆に言えばこういうときですから、そうしたことをやっていただきたいと思いますが、この請願そのもの、県内の米を買い取りという、何かそこだけひとり歩きしかねない気もして非常に不安です。きょう皆様方の質疑を聞きながら、その中で整理してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○川村伸浩委員長 それでは、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○川村伸浩委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願に対する質疑、意見を続行いたします。

○米内紘正委員 今回の請願に関して意見及び質疑を行いたいと思います。

まず1の(1)でございます。政府の緊急買い入れの件でございますが、今回発足した岸田新内閣が、農畜産物の需給バランスを考慮し、価格の安定を図る支援を考えていくということで、その中には市場隔離も含めた方向で検討していくとっております。その後、金子農林水産大臣も今支援を考えているところだと言っております。今回声を聞く内閣ということですので、地方からこういう声を上げていくことはいいのではないかと思うところでございます。

1の(2)であります。外国産米、ミニマム・アクセス米の輸入につきましては、先ほど郷右近浩委員の質疑にもありましたとおり、平成5年に合意したガット・ウルグアイ・ラウンドの全体パッケージの中の一つでございます。これは、WTOの加盟国全ての合意のもとという国際協調の枠組みでありまして、今やWTO加盟国は160カ国を超えている状況であります。その中で、ガット・ウルグアイ・ラウンドでの合意に至る背景というのは、皆様御存じだとは思いますが、大変タフな交渉といえますか、当時のEC、そしてアメリカ、保護貿易がエスカレートしていく中で、やっと国際的な紛争を解決して平和に持っていこうということでなされた合意でありますので、それを一国の意見でそう簡単に変えられるものではないのではないかと考えているところであります。

ただ、この請願に、例えば特例的に期間限定で数量調整というところもあるのですけれども、外交において特例を認めてもらうには、もちろん代償が必要なわけでありまして。そのときに、例えばこれまで貿易交渉の中で特例を主張するあまり、代償を払わなければいけなくなったケースというのは出てきますでしょうか。質問はしませんが、日本の米の関税化がおくれたことによって、実はミニマム・アクセス米の数量が5%から7.2%にふえてしまった。関税化を認めていけば、数百トンぐらいの量であったかもしれないけれども、関税化をしないというところをこだわったあまりに、特例を延長したから、その後代償を払うことになってしまった。やはりここは幅広い国民の利益ということを考えていかなければいけないのではないかと。ウルグアイ・ラウンド農業合意のときの細川内閣が国民の幅広い利益を考えてということで合意に至っております。日本共産党を除く全ての政党が、国民の幅広い利益ということを優先して、あの交渉は合意に至ったわけでありまして、まずは国内、そして国、県で解決していくべき事項なのではないかと思っております。

ただ、飼料用米が在庫を圧迫しているというところではありますので、例えばその辺に対する提言として質問したいのですけれども、例えばミニマム・アクセス米をバイオエタノール用のエネルギー源として利用するということが可能なのでしょうか。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 ミニマム・アクセス米をバイオエタノール用に使えるかどうかという部分については承知しておりませんが、県内ですと、奥州市でお米を使ってエタノールを製造し、化粧品などに利用しているというものが一部あります。ただ一方で、やはりコスト面がなかなか難しいということで、商品化した際のコスト回収が課題ではありますが、県内でそういった取り組みが行われていることは承知しております。

○米内紘正委員 そうしますと、国にとっては財政負担となるかもしれませんが、今回非常事態でありますので、バイオエタノールのエネルギー源としてミニマム・アクセス米を利用するようとか、そういう方向の提言にしていくことのほうが、現実的な側面を考えたときに可能性としてはあるのではないかと。全て援助米に回すという意見もあるかと思っておりますけれども、これも国際的なルールとの整合性をとることが難しいと思っておりますので、その辺を考えていかなければいけないと思っております。

2の岩手県としての対策に関しては、国に求めるわけでありまして、一次産業を大切に岩手県として独自の政策というのはしっかり打っていかねばいけないと思っておりますので、2(1)、(2)に関しても賛成です。1の(2)に関しては同意しかねるということでございます。

○ハクセル美穂子委員 私からは、意見も最後に述べたいと思っておりますけれども、まず質問から入りたいと思っております。

説明にあったミニマム・アクセス米のうち、53万トンが飼料用米ということで、今回のコロナ禍による米価下落というのは食用のお米の需給量が多いから、結局御飯用のお米の米価が下落するのだということであって、飼料用米との関係性というのは、食用のほうを備蓄して、市場に行く分を少なくすることで価格を下支えするということなのかと理解し

ていたのですが、そういった理解でいいのかどうか確認したいと思います。

○**佐々木農産園芸課総括課長** 請願内容の趣旨についてお答えするのは難しいところですが、飼料用米の状況につきましては、ミニマム・アクセス米等を含めて実際に飼料用米としてつくった部分を合わせて110万トンが供給されている。その中で、国では130万トンの需要があると言っていますので、20万トンぐらいはまだ余裕があると言えるのではないかと考えているところがございます。

○**ハクセル美穂子委員** ミニマム・アクセス米の需給量を調整することが米価の下落にどれぐらいの効果があるのかということはありません、そこではないと思っております、そういったところの波及効果については計算されているのか、もしわかれば伺います。

○**佐々木農産園芸課総括課長** 輸入をとめた場合の効果については、試算を行っていないところがございますけれども、ミニマム・アクセス米の販売状況につきましては、加工用とかモチ米、援助用といった部分に回っているということが国からの資料で出されているところがございます。

○**ハクセル美穂子委員** 加工用、それから飼料用に回っているということであれば、今回コロナ禍で米価下落している人が食べる分の御飯についての下支えまでの波及効果はあると思うのですけれども、そこではなくて、やはり過剰在庫のコントロールが一番大きいところなのではないかと思っておりますので、そういう理解をしていきたいと思っております。

これは意見ですけれども、1の(1)については、過剰在庫をきちんとコントロールして、米価が下がり過ぎないようにすることが必要だと思うので、これについては賛同していきたいと思っております。

2の岩手県として要求されている対策のところですが、(1)について、岩手県内の米を買い取って生活困窮者、学生や子ども食堂等に供給することとあるのですが、実際に県が今ある予算の中でどの程度の米を買おうと、下落している2,300円のところに影響が出てくるのか、お考えを伺いたいと思っております。

○**佐藤県産米戦略監** 具体的な試算はしていないわけでありまして、規模的な感覚で申し上げますと、岩手県が子ども食堂なりに米を買い上げて提供したとしても、先ほど来お話がありますように、国が主導して全国でやることによって効果がありますので、岩手県だけでやってもそれほど効果はないと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** そうであれば、やはり県財政が大変な中ですので、波及効果が大きい対策にきちんと財源を投入していくべきだと思います。価格下落による減収を補填する県独自の対策がこういったものなのかわからないのですけれども、もしやるとするとどういったことがあるのか。実際こういったことは可能だということをもう一度確認したいと思っております。

○**佐藤県産米戦略監** 国が主導して全国的に展開することは米価下落に対する過剰在庫の解消等に役立つと思っておりますが、県独自に施策を行ったとしても、なかなか効果は出てこないのではないかと感じております。

○**ハクセル美穂子委員** やはり大きい枠組みで考えて需給調整するのが適切なやり方だと思いますので、県としては国に対して大きな枠組みでやってほしいということを引き続き話していくのがいいのではないかと理解しておりますので、そういった理解であるということを表示して終わりたいと思います。

○**田村勝則委員** 請願にある、かつて経験したことの無い危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るという趣旨には賛同するものでございます。ただ、請願事項の2の(1)、(2)について、県として過去にこのような対策を実施したことがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○**藤代農政担当技監兼県産米戦略室長** 直近の米価が大きく下がった年は平成26年になるのですが、このときは概算金で8,400円というレベルになったところです。その時点で県として対応した部分は、当時はナラシ対策というような形のものもあったのですが、そういったセーフティーネットが整備されている中で、入っている方と入っていない方のモラルハザードということもありますので、減収補填はやっておりません、資金繰りという部分で無利子資金の貸し付けを予算的に措置した、あるいは消費拡大対策を行ったというところでございます。

また、その当時、生活にお困りの方、あるいは学生さんについては、それほど経済状況が悪くなかった、今回のコロナ禍のような状況ではありませんでしたので、そういった対策が行われたという記憶はないところでございます。

○**田村勝則委員** そういう状況はよく理解できると思います。(2)の価格下落による減収補填の関係ですが、私自身、県内の自治体がどのような状況になっているのかということで、紫波町、矢巾町、盛岡市に行ってきました。紫波町は1俵当たり200円の助成をするということですし、矢巾町は収入保険の89世帯の補助をするということ、盛岡市は去年も実施したそうですけれども、ことしも1俵当たり200円の助成をするということです。県とすれば大きなくりで対応していくべきだと思いますから、ここの対応は私とすれば理解をしているという中身でございます。

○**高田一郎委員** 私からも質問と意見を申し上げたいと思います。

質問はミニマム・アクセス米についてです。ミニマム・アクセス米をめぐって義務ではないかという議論もありました。米内紘正委員からは、国際合意なので簡単に変更できないという議論もありました。そこでお聞きしますけれども、WTO協定の中でミニマム・アクセス米が義務だというのはどこに書いていますか。国が義務だと言っている根拠を教えてください。

○**工藤水田農業課長** 農林水産省農産局農産政策部に確認したところ、特にそのような義務というような表現の書類は確認できなかったところです。ただ、国としましては、このミニマム・アクセス米につきましては国が一元的に輸入して販売するものでありまして、ミニマム・アクセス米の輸入機会の提供、この部分がいわゆる義務というところになります。

○高田一郎委員 提供と義務は違うでしょう。

○工藤水田農業課長 義務という表現はどこにもないのですけれども、国が輸入を行う立場にありまして、国家貿易を継続していけるようにミニマム・アクセス数量の全量を輸入することとしているという回答でございました。この数量につきましては、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針に定めているということでございます。

○高田一郎委員 工藤水田農業課長からお話があったように、ミニマム・アクセス米について、WTO協定上は義務だということは全く書いていないのです。義務ではないのです。大分前ですけれども、国会でWTO協定が議論になりまして、1999年3月9日の衆議院農林水産委員会でミニマム・アクセス米の義務について、その根拠を正したところ、当時の食糧庁の堤長官がWTO協定上はどここの条文にも書いていないということを認めて、これはWTO協定の根拠ではなく政府の統一見解だと、こういうことなのです。2007年には、当初はミニマム・アクセス米を77万トン輸入する予定でしたけれども、国際価格が高騰する中で希望する買い取り価格では業者の入札が成立しないという事態が発生し、77万トンではなく、当時は7万トンを残して打ち切ってしまうという経過があります。そして、WTO協定参加国の中でも、全量輸入している国と輸入していない国があります。国内需給状況によって、WTO協定上義務でもないし、見直すことができるということも、これまでの経過、国会の答弁を見ても明らかだと思っております。

ですから、この請願の中にありますように、ミニマム・アクセス米の輸入については国産米の需給状況に応じて数量調整をすることがWTO協定上何ら問題はない。77万トンという数は、恐らく岩手県の年間生産量の3年分、北海道、新潟県は60万トンですから、とてつもない米を輸入し続けることとなります。韓国では全量輸入していない。こういうことからして、やはりこういう状況をずっと続けていくことは国内需給状況に大きな影響を与えるものでありますから、この請願趣旨は当然だと思っております。

もう一つの市場隔離については、皆さんからも同じように意見が出ていますし、私もそうだと思います。金子農林水産大臣は、この問題については慎重な姿勢を示していますけれども、先ほど米内紘正委員からお話があったように、岸田新総理大臣は総裁選挙の中で市場隔離ということを公約に掲げていますし、総理大臣がそういう慎重姿勢でありますから、なおさら県議会として意見を上げていくことは当然だと思っております。

2番目については県独自の対策です。これは当局からもお話があったように、国がやらなければ、これをやったからといって米価の下落を抑えることにはならないと思っております。これはやはり県内の農業を守るという立場で幾らでも対応するということが、県行政の役割ではないかと思っております。東日本大震災津波のときにも、国がやらなければ県がやると、被災事業者の直接支援について岩手県が国に先んじてやって、それがグループ補助金などの事業に実っていきましてし、被災者の医療費の問題については、国がやらない、あるいは打ち切ったけれども、岩手県独自に継続して被災者に喜ばれるということでもあります。ですから、これはだぶついた米を全部岩手県が買えとか、そういうことを言っているの

はありませんので、やはり県内の農家を守るという立場で、可能な限りの努力をするということが大切ではないかと思っておりますので、請願の全ての趣旨が妥当だと思います。

○工藤勝子委員 委員長、休憩をお願いします。

○川村伸浩委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○川村伸浩委員長 再開いたします。

ほかに質疑、意見はありませんか。

○柳村一委員 説明資料の5の米価下落に対する制度というところで、収入保険とナラシ対策と二つあるのですけれども、県内の農家の加入率はおわかりでしょうか。

○中野団体指導課総括課長 主食用米の収入保険の加入割合でございますが、令和2年度産の部分では18.6%という形でございます。

○工藤水田農業課長 ナラシ対策の加入状況ですけれども、令和2年度の加入状況は件数で言えば2,148件、面積は8万7,507ヘクタールとなっております、県内の水稲の経営体数の約7.9%、面積では約36.3%となっております。ナラシ対策の令和3年度の加入状況につきましては、10月中旬以降に公表されることになっております。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 若干補足させていただきます。収入保険はどちらかという複合経営といいますか、生産者の方で米もやる、あるいはそれ以外の野菜もやるという形での加入ですので、米だけ抜き出してくるのが難しいので、面積ベースでお話をさせていただきます。まだ令和3年の数字が出ていないものですから、令和2年の状況で申し上げますが、収入保険とナラシ対策を合わせて面積ベースで見ますと、米の作付は4万8,000ヘクタールありまして、そのうち大体55%ぐらいがこの制度でカバーされている面積となっている状況でございます。

○柳村一委員 先ほど、藤代農政担当技監兼県産米戦略室長が保険に入っている、入っていないというのはモラルの部分で、入っていない方に対しての補償はなかなかできないというようなお話をされたのですが、約半分の人を保険でカバーできないという部分で、過去には無利子の融資みたいなことはやっていたようですけれども、今回はそういった県独自の対策を行う予定はあるのでしょうか。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 先ほど申し上げました平成26年には、JAグループと協調という形で無利子融資資金を使いまして、資金繰り支援をさせていただきました。全体で大体20億円ぐらいを目途に融資枠を用意したのですが、使われた額が1億円ぐらいということで、あまり需要がなかったということもございます。

また、無利子資金については、今時点で例えば日本政策金融公庫のセーフティネット資金などもあるものですから、県としてどういった資金を措置すべきかということも含めて、今検討している状況でございます。

○柳村一委員 ということは、請願事項の2の(2)については、まだ検討中のようすけ

れども、例えば(1)の生活困窮者、学生、子ども食堂等という部分以外に、県のいろいろな部局と連携しながら県産米を買い取って、県産米をみんなで消費しようという形の連携のとり方をすれば、出口の部分で多少は農家のためになるのではないかと思うのですが、県として独自の対策をとる可能性はあるのかお伺いします。

○大畑副部長兼農林水産企画室長 米の買い取りについて、農林水産部としては価格対策としての有効性、妥当性というものを検討してきておりまして、先ほど来御答弁申し上げているとおり、米の流通は県内にとどまりませんので、価格対策としては全国的な形でやっていただくことが重要だろうと考えております。

また、関係部局との連携であります。在庫として残っている米を買っていただくという部分については、消費の先食いという形ではなく、新しい需要、これまで県産米を買っていただいていない方々に買っていただくということとセットでやっていくことが必要だろうと思っておりますので、何ができるかというところを商工労働観光部と一緒に考えたり、あるいは請願にある、買い取って困窮世帯に配付するという部分については保健福祉部と今後議論していかねばならないと思っております。現段階で農林水産部として、価格対策としての取り組みをどうすべきかという部分については、まだ議論が進んでいない、関係部局とはこれから調整をしていくことになると思っております。

○工藤勝子委員 この間、JAいわて花巻の伊藤代表理事組合長と懇談をする機会がありました。その中において、JA全農いわてというよりはJAいわて花巻かもしれませんが、JA岩手県信連といいますか、そういうところで生活困窮者や子ども食堂にお米を出すということを考えているというお話がありました。

私は、県が米を買い取るということは、ちょっと考えられないのです。農協等に対して県がお金を出すということだったらよく理解できるのですけれども、県がお米を買い取って、ではどうやるのか。その辺のシステムがよくわからないのです。今、2019年産米も在庫があると言われました。こういう対策をとるのだったら、もう少しJA全農いわてなどと協議しながら、県として買い取るのではなくて、そちらのほうにお金を出してやってもらうというようなシステムを考えられないかということを知りたいと思います。

○大畑副部長兼農林水産企画室長 今工藤委員からお話があった部分につきましては、先ほど藤代農政担当技監兼県産米戦略室長からもお話ししたとおり、例えば資金繰りという部分であれば、今の生産者の需要が運転資金なのか、借りかえ資金なのか、あるいは長期の借入金なのかをJAグループの御意見も聞きながら、融資対策といったところを検討していかねばならないと思っております。そういうことも含めまして、JAグループとは今後意見交換しながら、どういった対策を講じなければならぬかという部分についてはやっていかねばならないだろうと思っておりますので、工藤委員からお話があった部分も含めて考えていきたいと思っております。

○川村伸浩委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかになれば、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

先ほど、大分質疑、意見が出ましたが、各委員から取り扱いについて御意見を頂戴したいと思います。

○郷右近浩委員 本請願、コロナ禍による米価下落に対し緊急対策を求める請願についてでありますけれども、今回質疑を通じて、請願の1の(1)の必要性であったり、またさらにはミニマム・アクセス米に対しての考え方をどのようにするか、多少なりとも理解を深めたものであります。請願の1の(1)、(2)について、特に(2)については、これを国に話して果たしてどうなのかといった部分等、非常に悩ましいものであります。ただそうした中であっても、一つの問題提起といった部分も含めて、国に対して求めていってしかるべきではないかといった観点において、請願の1については(1)、(2)とも採択。

ただ、2の(1)については、今回の請願が米価下落に対して緊急対策を求める請願という名称の請願である中で、県内の米を買い取りといった部分が、この買い取りこそが米価下落対策に直結するといった錯誤が生まれませんか。県としてこれまでも価格が下がったときにさまざまな対策をして、先ほどの質疑の中で、我が会派の柳村一委員の質疑に対しましても、生活困窮者であったり、学生や子ども食堂、またさらには恐らく県内のホテル、旅館関係だと思っておりますが、これまで県産米を使ってこなかった、少ししか使ってこなかったところに対して、県産米のよさをさらに知ってもらう、こうした観点も含めて、商工労働観光部であったり、保健福祉部など他部局と相談しながらこれからしっかりと、このような機だからこそ、県として取り組んでいけるのではないかという思いもしっかりと伝わったところであります。ただ、やはり米価下落に対しての緊急対策としてなのかといった面において、2の(1)については不採択。

また、米価下落による減収を補填する県独自の対策を実施することに対しては、この減収補填というものが果たしてどのような実効性があるのか。そしてまた、それがどの規模でどこまでやれば減収対策という形になるのかを鑑みたときに、それぞれ出口対策として市町村等でもいろいろな手だてをとっております。また、県としても無利子融資について、前回の経過も経て、JAグループとさまざま話をしているといった部分も伝わってまいりましたので、これから米価下落による減収に対して何らかの形をしっかりと作り上げて進めていただけるのではないかということで、あくまでも補填というよりも対策は対策として県にやってもらうとして、2の(2)の補填対策に対しましても不採択。

結論として今回の請願につきましては、1の(1)、(2)の部分採択ということで意見を表明させていただきます。

○ハクセル美穂子委員 私も部分採択でお願いしたいと思います。採択事項に関しましては1の(1)、政府が買い入れるという部分、それから2の(2)、コロナ禍で減収を補填する県独自の対策というのは、いろいろな対策があるので、今話されている中でなにかわかりませんが、何らかの対策を進めていってほしいところもありますので、この2項目についての部分採択でお願いしたいと思います。

○米内紘正委員 1の(1)と2の(1)、(2)は採択。2の(2)に関して、県独自の対策をとるべきだということ、この請願が通れば、内容はいろいろなところを考えていかれると思います。

ただ、1の(2)に関しては、先ほども申しましたとおり、文章では義務ということは書いていないかもしれませんが、やはり外交という他国との関係を考えてときに、幾ら地方議会とはいえ、国際協調、あるいは他国との関係を無視した意見を上げるのは、やはり理解がもう少し必要になるのではないかという考え方で不採択です。

○郷右近浩委員 委員長、休憩願います。

○川村伸浩委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○川村伸浩委員長 再開いたします。

○田村勝則委員 10月16日は国連が定めた世界食料デーでございますけれども、JA全中ではこの日を国産国産の日に制定したということでございまして、やはり農業を守っていくためには地産地消、国産国産ということを大事にしていかなければいけないのではないかと思います。

今、農業経営も非常に厳しくなっているという状況の中でございますから、先ほども申しましたが、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められているというのはそのとおりだと思います。そういう観点から1の(1)の点については賛同したいと思います。

いろいろ議論を聞いておまして、2の(2)についても確かに県として考えることができるだろうということから、そこにも賛同していきたいと思います。

○川村伸浩委員長 本請願については項目によって意見が異なり、御承知のとおり本県議会先例では、請願中採択できない事項があるときは当該事項を除き採択することとして一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合、項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目の1の(1)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村伸浩委員長 起立全員であります。よって、請願項目の1の(1)は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1の(2)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村伸浩委員長 同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長において請願項目の1の(2)に対する取り扱いを決定いたします。

請願項目の1の(2)については、委員長は不採択とすることにいたします。よって、請願項目の1の(2)については不採択とすることに決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2の(1)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村伸浩委員長 起立少数であります。よって、請願項目の2の(1)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2の(2)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村伸浩委員長 起立多数であります。よって、請願項目の2の(2)は採択と決定いたしました。

ただいま一部採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○川村伸浩委員長 なお、ただいまお手元に配付いたしました意見書案のうち、項目2の外国産米（ミニマム・アクセス米）のという項目については、先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から全部削除させていただきます。

また、本文の下から6行目、このための後の、国産米を優先する米政策への転換や、この部分を削除いたします。

○高田一郎委員 国産米を優先する米政策の転換というのはなぜ削除するのですか。

○川村伸浩委員長 ミニマム・アクセス米を入れながら国産米の米政策ということになりますので、この優先するという部分について削除するということになります。

○川村伸浩委員長 ほかに意見書について御意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は修正案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○郷右近浩委員 通告しておりました米価下落対策については、先ほど来質疑の中でいろいろお聞かせいただきましたので割愛したいと思います。

もう1点の岩手競馬についてお伺いします。競馬事業については、私自身も岩手県競馬組合議会の組合議員でありましたので、そうした中で質疑を交わさせていただいたところでもありますけれども、県の部分についてお伺いしたいと思います。岩手競馬の中には岩手県競馬組合運営協議会という仕組みがありまして、その持ち方については先日来、新聞報道等で知ったのでありますけれども、これまで年5回の開催を一つの目安として、特に岩手競馬が非常に大変な時期に陥った際に、そのときの収支に応じてコストカットであったり、次の計画をどのようにしていくかといったことについてローリングをするために各構成団体の方々にも来ていただきながら、競馬事業を安定的に運営していくためにつくられた組織だと認識しております。

ただ、この間、競馬の売上げが安定してきている中で、それがインターネット依存度が高過ぎてどうなのかという個人的な不安はありますけれども、しかしながら安定してきている中で、競馬組合議会としてどのように議決であったり方向性であったり、運営協議会での報告であったり、例えばそちらの報道が先に流れることによって、逆に言うとも議決をしなければいけないといったような形も感じてきたところであります。

そうした中であって、特に今回聞いてみたいと思ったのは、佐藤農林水産部長が競馬組合にいらしたとき、まさに大変な時期でしたが、そのときにつくったのがこの運営協議会という枠組みであるということで、今現在この運営協議会がさまざまな要因でストップしているように私自身は受けとめているわけではありますが、これからどうしようとしているのか、御所見からお伺いしたいと思います。

○佐藤農林水産部長 岩手県競馬組合運営協議会のお話でございます。委員からも御紹介がありましたが、私も競馬組合で汗をかかせていただいたことがございます。まさに330億円の融資が決まった後の次の年だったと思いますが、売上げがどんどん減っていく中で、いずれコストカットして調整していかなければならないという状況がございました。私が競馬組合に行ったときには運営協議会は既にございまして、年に5回、あのときは売上げをしっかりと管理していくという意味で5期に分けて、コストカットを検証しながら運営してきたという状況がございます。

改めて設置要綱等を見ますと、そもそも所掌事項が競馬組合の経営状況、経営改革、改善の検討に関する事、それから収支状況の検証、収支の均衡を図るための調整に関する事といった項目がございまして、主に収支の均衡を図るための調整に関する事をメインにずっとやってきたものと承知しております。売上げは一時期200億円を切る状況でありましたが、今は当時の状況とは変わってまして500億円にも届いているということで、インターネット等の好調に支えられて大変売上げが伸びているという状況になっております。そういうことがございまして、設置したときの趣旨と今置かれている状況が随分変わってきていると思っております。

前回、運営協議会を開催いたしました。馬主、競馬関係者の方々が三方退席されたということで、初めてだと思うのですが流会となりました。そもそも運営協議会のあり方について、構成員の皆さんはいろいろな御意見をお持ちだと思いますので、見直すきっかけとしては非常にいい機会ではないかと考えております。次回のあり方をきちんと見直すなり、運営協議会のあり方などをもっと考えていただきたいということで、事務局の競馬組合にお返しいたしました。県のほかにも奥州市、盛岡市、競馬関係者といった構成員がおられますので、皆さんの御意見を聞きながら検討を深めていただきたいと思っております。

○郷右近浩委員 存廃のかかった大変な時期に、そこからどのようにしていくか、さまざまな形をとりながら、そのうちの一つがこの運営協議会だったわけであります。あの当時、私も競馬組合議会の組合議員として、そして私の隣の伊藤勢至大先輩も議長をやられていて、そんな中を走り抜けてきたという感があります。当時の運営協議会の役割というのは、コストカットであったり、大変なことをやられてきて、そのために馬主会であったり関係者が全部入った中でやってきた。ただ、それまでも、そしてそれから、関係者の方々が協議する場としては四者協議等もずっと続いてきている中で、運営協議会の役割というのは、もう過渡期に来たのではないかと。ただ、いつかまたどうにかなってしまうかもしれないという漠然とした不安も、若干心配として持っている中では、例えば全く廃止はしなくても、組織という形は残して、何かあったときに開催するのではないけれども、当面開催しなくてもいいのではないかと正直思っているものであります。

先ほども質問の前段で話をさせていただきましたが、競馬組合議会の定例会は年3回しか行われない中であって、運営協議会は5回ある。そうすると、運営協議会で予算であったり、そのとき、そのときの収支計画であったり、本来競馬組合議会で議決しなければならないものが全て先に歩いて行ってしまっていて、果たして議会の存在意義がどこにあるのだろうかということを考えながら、私も組合議員として務めさせていただいてまいりました。

競馬組合議会として、しっかりと議会に向かっていただくためにも、有事の際の運営協議会という形でもよいのではないかと。実は、競馬組合議会でもこうしたことを以前に質問させていただいて、きょうは改めて県のほうでの席ということもあり、またさらに農林水産部長が佐藤部長でありましたので、お話を聞かせていただいたところであります。

そうしたことで、これからの競馬事業に対する県のかかわり方をしっかりと考えていただきたいと思いますというわけでありますが、御所見を伺いたいと思います。

○佐藤農林水産部長 競馬組合は議会も有しております、一つの独立した公共団体でございますので、事業の執行等に当たりましては当然組合議会の考え方が最優先だと思っております。

一方、構成団体といたしましては、330億円の融資をしているという状況がございます。一刻も早く返済していただきたいという思いがございますので、競馬事業が安定的に継続し、構成団体への返済も計画どおり順次行われていくということは非常に大事だと思っております。

おりますので、連携を密にしながら競馬組合との関係を続けていきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 ただいま競馬組合議会の問題が提案されたところですが、実は岩手県議会本会議に突然 330 億円の融資がかかってきたのは私が議長の時でした。議員に賛否を問いましたところ同数となりまして、私の 1 票で否決となりました。私は 330 億円のいきなりの融資は当然県民が認めないだろうという立場で投票したつもりであります。

その後はいろいろなことがありましたけれども、ここまでV字逆転をして、いろいろな方々の努力があつての結果だと思えます。当時はどちらかという、うまくいかないことのほうが多いのではないかと、そんな思いも実はなかったわけではありません。ただ、今ここに来て、私は民間委託をするべきだという思いを持っていました。自分の反省点は、もう少し仲間をふやして動けばよかった、私だけが突出してしまったかなという思いがあります。

そういう中で、県議会の議長を辞職してから競馬組合議会に送っていただきまして、その議長を務めさせていただきました。そのときはV字の一番谷底でしたので、身を切る努力をしないとイケないということから、大した金額ではないのですが、我々議員の手当もカットしようということで、以来十四、五年でしょうか、ボランティア状態になっていると思っております。これは、言い出しっぺの一人として、せつかくV字逆転をしてきた以上、やはり議会の権限と尊厳を維持するためにも最低限の日当ぐらいは見ていただくべきだと思っております。決して過大なものを要求しようとは思っておりませんが、全体的なバランス、それから議会というものの重みを考えていただく際、なぜ報酬カットにしたかという経緯を振り返れば、全体がよくなったら全体を少しずつ上げていく。もちろん 330 億円を返済していかなければならない大きなテーマはあるわけですが、それはそれとしながらも、そういうことに対して努力をしていく人たちにもそれなりの手当はあつてしかるべきだと。当時競馬そのものを否決した者として言わなければならない責任だと思つて、あえて言わせていただきたいと思つています。なかなか行っている議員からは言いづらいことだと思つていますので、原因者の私から一言言わせていただいて、そういうところまで平均に見ていただいて、総合力でこのいい状態を続けていけるように努力をするべきだと思つています。

まさかインターネット販売がここまで伸びてくるとは当時誰も考えませんでした、これはこれでいいことだと思つていますので、さらなる努力をして、オールメンで上を目指していくべきだと思つています。機会がありましたら当局のほうからも、言いづらいかもしれませんが、当時勢いで言ってしまった者の一人として、やはりここは訂正をしていただいて、オールメンで向かっていただきたい。ワンチームでやっていただきたい。答弁はあえて求めませんが、そういう声があつたということをお聞き取りいただきたいと思つています。

○工藤勝子委員 通告しておりましたので、お尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が発生してから間もなく 2 年に入ってきます。お米だけではなくて、岩手県の畜産物は高いのですけれども、農林水産物に与えた影響というのもかな

り大きいのではないかと思っているところであります。そういう中で、この影響額を試算されているかどうかお尋ねしたいと思います。

○鈴木企画課長 農林水産物への影響につきまして、価格面は農業団体や生産者への聞き取り等によって把握しておりますが、影響額としては、経営体によって流通の方法や販売先が違うことから一律に試算ができないと考えておりますので、影響額としての試算は行っておりません。

○工藤勝子委員 試算はしていないということですが、私のうちの近くで花をやっている人がいますが、ホテル等で使わないということではなかったのです。私もシイタケをつくっていますが、シイタケも出ないのです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって直売所に外からのお客さんが入ってこない状況がありますので、やはり物の流通が流れないという部分も捉えていただきたいと思います。

在庫米の関係については、先ほど議論がありましたので質問いたしません。ただ、今後米の消費拡大運動をしていかなければならないのだらうと思います。今までもやってきたと思いますが、今までのやり方で本当に岩手県内のお米が売れるのか、どうしたら売れるのだらうかと一生懸命考えました。そうしたときに、唐突かもしれませんが、例えば今アメリカで大谷翔平選手や菊池雄星選手が大活躍しているわけです。この人たちは岩手県にいたときに岩手県産米を食べてきた人たちです。これは本人の了承を得なければできないでしょうけれども、あの人たちの写真までいかななくても、イメージキャラクターなんかをお米のパッケージに載せて、元気だというような宣伝はできないでしょうか。所感を聞きたいと思います。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 委員御指摘のとおり、ことし大谷翔平選手が非常に活躍されて何度もテレビで拝見しました。ホームラン競争に出られたときに、なかなか打てなくて、ユーチューブでしたけれども、菊池雄星選手が大谷翔平選手に、後でつけたコメントだと思いますけれども、米食えというようなコメントをつけていました。これはチャンスだと、例えば大谷翔平選手にお米を送ってPRにならないかということを雑談程度で言ったことはあるのですが、マネジメント料が非常に高額だという話を聞いております。かつては出身地の農協で大谷翔平選手が牛肉とかお米のポスターなどに使われたのですが、今は日本ハムあるいはアメリカの球場のほうでの価格が非常に高いということを知っていて、ハードルが高いと思っているところです。有効性としては非常に有効だとは捉えております。

○工藤勝子委員 有効であるということですので、岩手県出身、そして花巻市出身なのです。花巻東高等学校に行ったときに、日本の大谷選手ではないと言っていました。岩手県だと言っていました。そういう関係で、アメリカでの価格ではなく、岩手県出身だということを知事が熱い思いで働きかけて交渉する必要があるのではないかと思います。何もしないで高いからだめだという終わり方はしないで、少しはお金を出しても大きなPRをしなければならないのではないかと。私よりいろいろな経験を積んでいる皆さんですから、

その辺の知恵を絞って、ぜひ交渉してみる価値があるのではないかと思います。ぜひ挑戦してみてください。

2点目は、葉たばこ耕作の関係です。JTから全国的に600ヘクタール廃作というような大きい面積が出されました。葉たばこは県北地域の基幹作物だと思っております。全部廃作した農家に36万円が支払われ、減反した農家には支払われないのです。そういう中において、今廃作した人はとりあえず一時金が入るから1年間はいいかもかもしれませんが、この人たちは畑も持っているし、パイプハウスという施設も持っているので、これらを活用して県北地域の作物をつくり出すことが大事だと思います。

今県北地域では、レタスやキャベツ、キュウリなどがつくられているようでありますけれども、高齢化でやめる人たちは重い作物はだめです。私も年をとって、大根やカボチャはつくれなくなりました。どういう作物を選定して、集団化し、きちんと販売できるようにするか。たばこ農家の人たちは10アール当たり、手取りで40万円はとってきたはずで、野菜で10アール当たり40万円の所得をとるといったら大変な努力です。多分キュウリだといけるかもしれませんが、キュウリを1反歩やるのは本当に大変なのです。

いろいろ話を聞いてみますと、県北広域振興局に相談窓口を設置しているということですね。多分何をつくったらいいかというような相談をされたり、今後の対策の相談もされていると思います。葉たばこをつくった後作の作物は、ある程度限定されます。葉たばこに効く肥料をどんどんつぎ込んできていますので、レタスやキャベツは適さないと聞いているところでもあります。そばに野菜農家の人たちがいましたら、その人たちを巻き込んで、単品でこっちでハウレンソウつくった、ニンジンつくった、何つくったといっても、ある一定のものを定期的に市場に送り込まないと市場価格が低いわけです。そういうことも加味しながら、県北地域の相談体制、指導体制の整備、そして販売先をきちっと決めていただく、そういう交渉をぜひ県がしっかりやってほしいと思っております。

そこで、何年か前、県北振興をしなければならぬという状況の中で、農業改良普及員を増員したはずであります、現在の状況はどのようになっていますか。

○小原農業普及技術課総括課長 今農業改良普及センターは県内に9普及センターありまして、サブセンターも含めて11の体制になっております。県北管内の配置につきましては、久慈と二戸の農業改良普及センター、そして県北農業研究所に革新支援担当といたしまして、農業改良普及員を指導する専門職員も3名配置して指導を行っているところでございます。

○川村伸浩委員長 人数についても答弁をお願いします。

○小原農業普及技術課総括課長 久慈農業改良普及センターが17名、二戸農業改良普及センターが18名の配置で、合わせて35名となっております。そのほかに、県北農業研究所に3名の革新支援担当を配置している状況であります。

○工藤勝子委員 ぜひ県北地域の農家や葉たばこをやめた人たちの支援体制も充実させてほしいと思っておりますけれども、何か取り組もうとしていることがあるのか所感を伺い

たいと思います。

○**佐々木農産園芸課総括課長** 葉たばこの廃作、減作に係る二戸地域での取り組みでございます。今回の廃作募集に伴いまして、9月に県段階で葉たばこ廃作対策会議というものを立ち上げております。その地域支援チームということで、二戸地域の葉たばこ廃作緊急対策会議というものを立ち上げました。これには県、広域振興局、農業改良普及センター、関係市町村、JA、たばこ耕作組合、農業委員会も入っていたと思いますが、こうした組織の中で、今後葉たばこが廃作になったところにどういった作物を進めていくかということを検討している段階でございます。委員おっしゃるとおり、葉たばこはかなり高収益の作物で、かつ軽量野菜という部分で栽培者の年齢構成からいって一つのポイントになるということから、現段階ではピーマンとネギを選定しております。

ただ、ピーマンにつきましては、葉たばこの立枯病と同じ菌がピーマンの青枯れという症状を出すということで、立枯病の発生していないところに抵抗性の苗木でありますとか、抵抗性品種のピーマンを入れていき、そうでないところにはネギというようなことで考えているところでございます。

加えまして、会議では、小菊といったような花の関係のポイントでありますとか、収支の関係のわかりやすいパンフレットをつくり、相談窓口などでお示ししながら、一番は意向が大事ですので、皆さんとの話の中で進めているというところでございます。

○**工藤勝子委員** 葉たばこ農家の人たちは堆肥をかなり入れるので、土そのものは豊かだと思いますから、いい作物を選定して、葉たばこまではいかななくても、ある程度所得を上げられるように御指導をお願いしたいと思っております。周りで農業をやっている人たち、野菜をやっている人たちが先生になることも非常に大事ではないかと思っております。一から十まで農業改良普及センターではなくて、お隣さんに行けば、お隣でつくっている野菜の先生がいるのだらうと思っておりますので、地域コミュニティー、仲間という形の中でやっていただければいいのではないかと思います。

もう1点、実は、漬物を漬けているお母さんたちから大きな声が上がってきました。特に夢産直かみごうですけれども、ここの産直からお母さんの漬物がなくなってしまうという声が聞こえてきました。国で漬物加工に対してもきちんと整備をしなければできないという法律が定められましたので、そういう中で年齢が高い人たちは、今さら加工場をつくるまでもないし、例えば200万円をかけて加工場をつくって200万円もうけるのに、自分がどこまで年を重ねたら償却できるのかというような考えもあるようです。お客さんたちからも漬物がないですねという声が多く聞かれますが、産直のメインは、加工部分で餅、だんごもありますけれども、漬物というのがあります。

そういう中で、秋田県では共同加工場というような声も出てきております。お母さんたちの声の中には、企業でやっているような大きな加工場という設置の要件ではなくて、もう少し緩和した加工場ということではできないのかという声も聞こえております。この点について、県はどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○似内流通課総括課長 産直における漬物ということですが、平成 30 年 6 月に食品衛生法の改正がございまして、委員からお話がありましたとおり、販売目的のために漬物を製造する者は新たに漬物の製造業の営業許可を取得する必要があるということを承知しております。このため県では、農業改良普及センター、保健所と連携しながら、漬物を製造する農業者等に対しまして、個別巡回指導を通じて許可申請等に係る手続でありますとか、あるいはHACCPに準じた衛生管理の実践を支援するというところで研修会を開催しております。令和 2 年度は延べ 15 回、455 名が参加したところでございます。

委員から秋田県の共同加工場のお話がありました。県でも、国の補助事業ということで、いわて 6 次産業化ネットワーク活動交付金というメニューがございますので、衛生管理に対応した加工施設の改修あるいは新設などは、市町村と緊密に連携しながら対応していくということでもあります。

また、一部の地域、例えば花巻市、北上市の産直、あるいは女性の農業グループで加工施設の整備、あるいは漬物の許可を取得して施設の共同利用を検討しているという事例もございます。そういう事例なども参考にしながら、農業者の声を丁寧に聞きながら必要な対策を行っていきたいと思っております。

○高田一郎委員 新規就農者に対する支援策について伺います。最近農林水産省が新規就農者に対する支援策を見直そうとしております。営農資金を交付する農業次世代人材投資事業を最大 1,000 万円支援する仕組みに改めるということです。自治体負担が伴い、また融資制度も盛り込まれますから、さまざまな課題があるのだと思います。新規就農者に対する支援策の抜本的な見直しのように思っております。県として、農林水産省が行おうとしている新規就農者に対する支援策の内容、あるいは国の事業についてどのように受けとめているのか伺います。

○小原農業普及技術課総括課長 今回国の概算要求等々で出されております令和 4 年度からの国の就農支援対策の見直しについての御質問でございます。今回要求の中で見られました新規就農者育成総合対策につきましては、新規就農者の経営開始時の資金として最大 1,000 万円を支援、新規就農者を雇用する農業法人に対して最長 5 年間の資金の助成、研修期間中の研修生に対して最長 2 年間の資金の助成といったところが盛り込まれております。新規就農者の経営開始時の 1,000 万円の支援の中には、機械や資材等に活用できるという内容が組み込まれてございまして、支援が手厚くなっていると捉えております。

○高田一郎委員 国の事業を評価しているということではいいですか。

○小原農業普及技術課総括課長 評価の部分ですけれども、今申し上げたとおり、こういった事業内容が新たに出されましたけれども、当該事業を運用する財源につきまして、これまでの農業次世代人材投資事業は全額国費負担となっておりましたけれども、今回から地方公共団体に対して財政負担を求める内容となっておりまして、財政力の弱い地方公共団体にとっては、新規就農者等に対する支援が十分に行き届かないことが懸念されるというように見ているところであります。

○高田一郎委員 これまで長きにわたって農業次世代人材投資事業に取り組んで、大きな実績もつくってきたと思います。これまでの新規就農支援対策に対する検証がないまま突然こういうことを出してきたということ、とりわけ現場に大きな混乱をもたらすのではないかと思います。

そこで、これまで行ってきたいわてニューファーマー支援事業の実績はどうなっているのか。また、岩手県全体の新規就農者の状況がどのように推移しているのか示していただきたい。

○小原農業普及技術課総括課長 まず、農業次世代人材投資事業は平成 24 年度から国の全額負担で開始しておりますが、令和 2 年度までの直近の 5 カ年の実績を見ますと、就農直後の経営確立を支援する経営開始型では 210 名、平均で年 42 名ぐらいの交付となっております。また準備型等々につきましては、同じく直近 5 カ年で 52 名ということで、約 10 名ぐらいの実績となっております。

次に、新規就農者の推移でございますが、平成 27 年度からの数字で申し上げますが、平成 27 年度が 208 名、その後平成 30 年度で 245 名、令和元年度で 268 名、そして令和 2 年度で 312 名となっております。ちなみに本県では毎年度の新規就農者の確保人数の目標を 260 名と掲げておりまして、近年はその目標が一定程度達成できているような状況となっております。

○高田一郎委員 午前中も農業について議論しましたけれども、農業を取り巻く情勢が一層厳しくなって、岩手県における経営体制もどんどん落ち込んでいる中で、新規就農者に対する支援策はこれから本当に大事になってくるのではないかと思います。目標に掲げた 260 名についてもどうなのか。もっと 300 名とか 400 名とかに引き上げた目標を掲げて、市町村独自でもかなり努力をしている自治体もあります。一関市も本当に頑張っている自治体だと思っています。そういった市町村としっかりと連携しながら、新規就農者に対する目標設定のあり方については見直していくべきではないかということが一つです。

それからこの新しい制度についても、先ほどお話があったように地方自治体の負担、融資も入りますから、途中でやめた場合の対応というのも大変になってきます。これまでやってきた経営開始型ですか、給付型はやはり新規就農者を育てていく上で大変大きな役割を果たしてきたと思います。この制度の見直しに当たって、県としてもやはり必要な改善策を国に対してしっかりと求めていくべきではないかと思いますが、そのことを含めて答弁いただきたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 まず最初に、新規就農者確保に向けた目標の設定について、260 名ではなくて、もう少しというお話がございました。この 260 名の目標の設定根拠でございますけれども、農業経営基盤強化促進法に基づきまして認定農業者の確保目標を設定しております。それがもとの根拠となっております。認定農業者の確保目標も一昨年に 6,700 経営体から 6,500 経営体ということで見直しを図りまして、この 6,500 経営体の方が大体 45 年間で世代交代するというところで、仮に二十で就農し 65 歳まで営

農を継続する場合、45年間で1サイクルというようなことを設けまして、6,500経営体制る45年間で145名、年間きっちりと確保しなければならないだろうとしております。ただ、定着といったことも考えなければいけませんので、定着率とか自営就農者の割合をしんしゃくいたしまして、いわて県民計画(2019~2028)の目標にも260名という数字を掲げて、2022年までの目標達成に向けて活動させていただいているところでございます。

もう1点、今回国から示されました新たな支援策につきましては、先ほども申し上げましたけれども、新たに地方公共団体の財源の負担ということがありまして、突然の話でしたので、なかなかハードルが高いということで、こういったことにつきましては9月21日に農林水産省に対しまして、話題となっております新規就農者育成総合対策事業につきましては、これまでと同様に全額国費による措置をするように要望をさせていただいたところでございます。また、全国知事会、あるいは北海道東北地方知事会からも同様の要望が出されておりました、各都道府県とも連携しながら、財政力の差によって新規就農者に対する支援に差が生じることがないように要望をしているところでございます。

○川村伸浩委員長 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 なければ、本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の本年度の委員会調査につきましては、お手元に配付しております令和3年度農林水産委員会調査計画(案)のとおり実施することとしたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に鑑み、状況を見極めながら対応することとしたいと思います。つきましては、調査の実施の有無も含め、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、調査計画に変更があった場合には、追って通知することとしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。